

第三十四回 参議院法務委員会會議録第十号

昭和三十五年三月二十九日(火曜日)午前十時五十一分開会

委員の異動

三月二十六日委員石田次男君辞任につき、その補欠として辻武壽君を議長において指名した。

三月二十八日委員小柳牧衛君、太田正孝君及び片岡文重君辞任につき、その補欠として津島壽一君、前田佳都男君及び村尾重雄君を議長において指名した。

本日委員亀田得治君及び村尾重雄君辞任につき、その補欠として山口重彦君及び田畑金光君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大川 光三君
理事 井川 伊平君
後藤 義隆君
高田なほ子君

委員

大野木秀次郎君
津島 壽一君
林田 正治君
千葉 信君
赤松 常子君
市川 房枝君
辻 武壽君

政府委員

法務大臣 井野 碩哉君
法務省大臣 官房司法官 津田 実君
制調査部長

法務省刑事局長 竹内 壽平君
法務省人権 擁護局長 鈴木 才藏君
最高裁判所長官代理者 事務総長 横田 正俊君
事務次長総務 局長事務取扱 内藤 頼博君
人事局長 守田 直君
総務課長 長井 澄君

事務局側

常任委員 西村 高見君
会専門員

本日の會議に付した案件

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○刑法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大川光三君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。三月二十六日付、石田次男君辞任、辻武壽君選任、三月二十八日付、小柳牧衛君辞任、津島壽一君選任、太田正孝君辞任、前田佳都男君選任、片岡文重君辞任、村尾重雄君選任、本日付、亀田得治君辞任、山口重彦君選任、村尾重雄君辞任、田畑金光君選任、以上であります。

彦君選任、村尾重雄君辞任、田畑金光君選任、以上であります。

○委員長(大川光三君) 次に、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、刑法の一部を改正する法律案、裁判所法の一部を改正する法律案、以上四件を一括して議題といたします。

まず、当局より法律案の御説明を願います。

○国務大臣(井野碩哉君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与の改定を行なうこととし、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出し、御審議を仰いでおります。この裁判官の報酬及び檢察官の俸給に関する両法律案は、一般の政府職員の給与の改定に伴い、一部の裁判官及び檢察官の報酬または俸給の各月額を改正しようとするものであります。以下、改正の要点を説明いたします。

まず第一に、一般の政府職員については、中級職員の給与の改善を行なうこととしたしておりますので、月額三万円以下の報酬または俸給を受ける裁判官及び檢察官につきましても、これに準じてその報酬または俸給の各月額を増額しようとするものであります。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事並びに検事及び副検事につきましては、さきの改正によりまして暫定手当の一定の額が報酬または俸給の各月額に繰り入れられ、百円未満の端数を生じておるのでありますが、今回、一般の政府職員について俸給表を整備し、端数の整理等を行なうこととしたしておりますので、これに準じて右に述べました裁判官及び檢察官の報酬または俸給の各月額について百円未満の端数を切り上げる等の措置を講じようとするものであります。

この改正は、一般の政府職員の場合と同様、昭和三十五年四月一日から施行しようとするものであります。

以上が裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませう、お願いいたします。

次に、刑法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

近年いわゆる不動産の不法侵害、すなわち正当な権限もないのに他人の土地を占拠して建物を建てるなどの行為が、しきりに各方面から問題とされるようになりましてこれは周知の通りであります。言うまでもなく、現在問題となっておりまます不法占拠のうちに、終戦直後の社会的混乱期に行なわ

れたものも少なくありませんが、国民生活もおおむね安定し、社会秩序も平常に復した現在におきましても、なお同種の行為が跡を絶たない実情にあります。しかも、不法占拠のためには、しばしば暴力その他の不法手段が用いられ、他方、権利者の側でも、民事的な手続による早急な解決が困難であるなどの理由から、実力をもって権利を回復しようとする傾向もあるやに見受けられるのであります。不法占拠をめぐって各種の暴力的な犯罪が発生することもまれではないのであります。

このように、実力をもって他人の不動産を不法に自己の支配に移すような行為を放任しておくことになりますれば、不動産の安全な利用に対する国民の不安感を強め、ひいては、国民一般の順法精神にも軽視することのできない悪影響を与えることとなりますので、政府におきましては、かねてからこのような事態の発生を防止するため懸命の努力と検討を続けて参つたのであります。最近におけるこれら事犯の趨勢にかんがみまして、刑法の一部に改正を加えるの必要を認め、ここにいわゆる不動産侵害罪に関する規定及び境界毀損罪に関する規定の新設並びにこれに伴う所要の改正を内容とするこの法律案を提出することとしたのであります。

この法律案の骨子は、次の通りであります。

まず、不動産侵害罪に関する規定は、不法領得の意思をもって、不動産

に対する他人の占有を排除し、これを自己の支配下に移す行為を動産に対する窃取行為と同じように処罰しようとするものであります。従来におきまして、不動産に対する窃盗罪の成立を認める学説はありましたが、檢察及び裁判の実務では、窃盗罪における窃取の觀念を不動産についてまで擴張するのは相当でないという理由から、不動産窃盗として起訴または裁判された事例は一つもないのであります。従つて、今直ちに従来の解釈を改めることは、法律生活の安定という面から好ましくありませんので、不法領得の意思をもつてする不動産に対する占有の侵害を処罰するためには、特別の規定を設ける必要があると考えられたので、本罪を新設することとしたのであります。なお、本罪は、動産に対する窃盗と同じ性質の犯罪でありますから、これと同様に、未遂罪の規定を設け、また、いわゆる親族相盗例を適用するものとすると同時に、日本国民の行ない國外犯とすることが相当であると考えられますので、それぞれ關係法条に所定の改正を加えることとしたのであります。

次に、境界毀損罪に関する規定は、境界を損壊し、移動し、もしくは除去しまたはその他の方法で土地の境界を認識することができないようにした行為を処罰しようとするものであります。この規定を新設する趣旨は、第一の不動産侵害罪に関する規定の新設と関連するものであります。他人の土地を侵害する行為が頻発している実情にかんがみ、不動産に関する権利の保護に十全を期するためには、現行の器物損壊罪

などの規定のみではまかなえない面があり、改正刑法草案でも認められておりますように、土地の境界を不明にする行為がそれ自体を取り締まるのが相当であると考えられたからであります。以上が刑法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願い申し上げます。

次に、裁判所法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、裁判所法第六十条を改正して、裁判所書記官は、従来の職務のほかに、裁判所の事件に關し、裁判官の命を受けて、裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する職務をも行なうものとしようとするものであります。

裁判所書記官は、裁判事務についての補助的機関であつて、その職務の重要であることは申すまでもありませんが、最高裁判所においては、かねてから、その任用資格を高めるとともに、研修制度を整備する等、裁判所書記官の学識、能力の涵養に努めて参りました結果、最近における裁判所書記官の素質の向上は著しいものがあると認められるに至りました。しかるところ、近年、裁判所に係属する事件の増加に伴い、裁判官の精勵努力にもかかわらず、訴訟の遅延を見るにいたり、その解消が刻下の急務とされておりますことは御承知の通りであります。そこで、政府におきましては、最高裁判所とともに慎重検討の結果、裁判官について任用資格等の関係からその大幅な増員が期待できない現状のもとにおき

ましては、事件の審理及び裁判の適正の迅速化をはかり、人権保障の実をあげるための方策の一として、素質、能力の向上した裁判所書記官をして、その従来の職務に付随して、事件に關し、裁判官の命を受けて、法令及び判例の調査その他の裁判官の行なう調査を補助させるのを適當とするとの結論に達し、ここにこの法律案を提出した次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○委員長(大川光三君) ただいま御説明を受けた法律案のうち、刑法の一部を改正する法律案と、裁判所法の一部を改正する法律案に対する質疑は、次回にこれを行ないたいと存じます。

○委員長(大川光三君) それでは裁判官の報酬、檢察官の俸給等に関する法律案二件について御質疑のある方は御発言を願います。

○高田なほ子君 法務大臣がおいでになりましたから、実は基本的な問題について伺つておきたかったわけですが、それは、前回、裁判官の報酬の問題について本委員会で大へん問題にした点は、大川委員長から御発言があつて、裁判官の「相當額の報酬」については憲法の七十九条と八十条に規定する優位の原則というものが認められなければならないのじゃないか、こういうような御質問があつたはずですが、これに対して法務大臣が、裁判官の報酬を十分に保持し得るに足るような待遇を保障する趣旨が、この憲法七十九条と八十条のこういう趣旨である、こ

ういうふうに御答弁があつて、裁判官の報酬の優位の原則を法務大臣はお認めになつてきたと思ふ。そこで私は重ねて、前に三者協定のようなのものがあつたから、この三者協定について当委員会としては一本くぎをさしておいたつもりでありますけれども、今回の裁判官の報酬というものは、憲法に規定し、かつまた法務大臣が認識される優位の原則というものが、今度の改正案の中で貫かれていくものかどうかという点について、若干疑問を持つて点があるわけなんです。それで、具体的にどういうふうに優位になつたかというところを伺いたいわけなんです。今、幸い法務大臣がお見えになりましたから、原則論について、もう一度法務大臣にお尋ねしておきたい。今発言したばかりのところでありましたが、前の裁判官の報酬に関する法律を私どもが手にかけたときに、大川委員長から発言があつて、裁判官の相當額の報酬について、憲法の七十九条と八十条は明らかに裁判官優位の原則を確立するといふ趣旨の文面であるといふことが、大川委員長から指摘されたわけでありまして、それに対して法務大臣としては、裁判官の職責は非常に重大である。従つて国民の信頼を十分に保持し得るに足るような待遇を保障するといふことが、この憲法の七十九条並びに八十条の趣旨である、こういうふうに御答弁になつたと思ふのです。今回もこの一般の政府職員の給与の是正にかんがみて、裁判官の報酬が改善されるようでありまして、改正にあつては、依然として前に大臣が御答弁なさつたように、憲法に規定する裁判官優位の原則というものが貫かれるべき

筋合いのものだといふふうに私も承知するわけなんです。従いまして、大へん基本的な問題でありますけれども、あらためて法務大臣から、裁判官優位の原則というものは、憲法の中でどういうふうに立てられなければならないかといふお考えを、再度お尋ねをしておきたかつたわけでありまして。

○國務大臣(井野碩哉君) 高田委員の御説の通り、裁判官の待遇に關しましては、憲法七十九条、八十条等に規定されておりますように、他の一般職員に比較して、これを優遇と申しますか、重要視して参らなければならぬことは、これは當然であると考えております。従つて、従来もそういう趣旨で裁判官の報酬につきましては政府としても考慮して参つた次第であります。今回の改正は、ただ一般職員の改正がございまして、それに合わせて改正をいたしましたので、これは單なる一般職員との――つまり裁判官の報酬は一般職員よりはよくなつておりますが、一般職員の方がよくなれば裁判官の方もそれだけよくなければならないわけでございますので、その均衡のために改正をいたしましたような次第でございます。お説のような問題につきましては、今後も裁判官の任用制度の問題に關連いたしまして、裁判官の報酬の問題を十分に考慮して参りたいと考えております。

○高田なほ子君 私、そこが問題だらうと思ふのです。今の大臣のお考えが問題だらうと思ふ。一体、裁判官の報酬の優位の原則を法務大臣も認めておられますが、法律上、この裁判官の報酬の優位原則を認めるような法律上の根

拠があるわけなんです。それで、具体的にどういうふうに優位になつたかというところを伺いたいわけなんです。今、幸い法務大臣がお見えになりましたから、原則論について、もう一度法務大臣にお尋ねしておきたい。今発言したばかりのところでありましたが、前の裁判官の報酬に関する法律を私どもが手にかけたときに、大川委員長から発言があつて、裁判官の相當額の報酬について、憲法の七十九条と八十条は明らかに裁判官優位の原則を確立するといふ趣旨の文面であるといふことが、大川委員長から指摘されたわけでありまして、それに対して法務大臣としては、裁判官の職責は非常に重大である。従つて国民の信頼を十分に保持し得るに足るような待遇を保障するといふことが、この憲法の七十九条並びに八十条の趣旨である、こういうふうに御答弁になつたと思ふのです。今回もこの一般の政府職員の給与の是正にかんがみて、裁判官の報酬が改善されるようでありまして、改正にあつては、依然として前に大臣が御答弁なさつたように、憲法に規定する裁判官優位の原則というものが貫かれるべき

筋合いのものだといふふうに私も承知するわけなんです。従いまして、大へん基本的な問題でありますけれども、あらためて法務大臣から、裁判官優位の原則というものは、憲法の中でどういうふうに立てられなければならないかといふお考えを、再度お尋ねをしておきたかつたわけでありまして。

○國務大臣(井野碩哉君) 高田委員の御説の通り、裁判官の待遇に關しましては、憲法七十九条、八十条等に規定されておりますように、他の一般職員に比較して、これを優遇と申しますか、重要視して参らなければならぬことは、これは當然であると考えております。従つて、従来もそういう趣旨で裁判官の報酬につきましては政府としても考慮して参つた次第であります。今回の改正は、ただ一般職員の改正がございまして、それに合わせて改正をいたしましたので、これは單なる一般職員との――つまり裁判官の報酬は一般職員よりはよくなつておりますが、一般職員の方がよくなれば裁判官の方もそれだけよくなければならないわけでございますので、その均衡のために改正をいたしましたような次第でございます。お説のような問題につきましては、今後も裁判官の任用制度の問題に關連いたしまして、裁判官の報酬の問題を十分に考慮して参りたいと考えております。

○高田なほ子君 私、そこが問題だらうと思ふのです。今の大臣のお考えが問題だらうと思ふ。一体、裁判官の報酬の優位の原則を法務大臣も認めておられますが、法律上、この裁判官の報酬の優位原則を認めるような法律上の根

提というものはどこにありますか、何
かございましょうか。

○国務大臣(井野碩哉君) それは憲法
が一番もとでございまして、それに基
づきまして今日の裁判官の報酬の法律
の中にも、そういう趣旨の規定はござ
います。

○高田なほ子君 憲法は、確かに原則
的に書かれてありますけれども、ど
うも最近、憲法にはあるけれども、事
実はすべて空文になるというような現
実なんです。裁判官の報酬の優位原則
は、ちゃんと憲法にはあるけれども、
現実には法律的に何にも根拠がない。
むしろ裁判官報酬法の第二条の二、九
条、第十条、これには特別号俸の設定、
各種手当の支給、ベース・アップ等が、
これが一般官吏の例に準ずる旨の従
属的な規定が置かれてある。一般官吏
の例に準ずるという従属的な規定を置
いています。私はこの一般官吏の例に
準ずるといふ、この従属的な規定とい
うものが、今回のこのせつかくの裁判
官優位の原則を認めながら、またして
も今度一般の政府職員に例に準じて、
これと同じように是正するといふこ
とで、さっぱりその憲法の原則とい
うものが打ち立てられないのじゃないか
という考えを持つわけです。であります
から、法律上に一般の政府の職員に
準ずるなどという、そういうような従
属的な規定というものは、これは改正
されるべきものじゃないかというふう
に考えておりますけれども、この運
用をどういうふうになるおつもりで
おられますか。大臣のお考えがしかっ
りしてないから、裁判所は腰が弱いか
ら、年中裁判所は下積みになってい
る、大臣、もっと憲法々々と言わない

で、法律の従属規定をどうするかとい
うことについてお答え願いたい。

○国務大臣(井野碩哉君) 大臣がしっ
かりしてないからどうもいかにねとい
うおしかりを受けておりますが、私は裁
判官につきましては、他の職員よりも
優位に取り扱わなければならないという
信念を深く持っております。従って、
今回の改正で一般職員に準ずるとい
うお言葉を置いたのはけしからぬ、こ
ういふお言葉でございしますが、今回は手
当の点について一般職員の方をそれだ
け上げますから、裁判官、検察官も同
じように上げたというので、準ずるとい
う言葉を使ったから、その準ずるとい
う言葉自体が、裁判官の地位を一般職
員並みにしたと、そういう意味ではな
いので、ただ俸給を上げる法律的な、
技術的な用語にすぎないのであります
から、この法律があるがために、われ
われの従来からの信念が破れたとい
ふふうには考えておりません。また裁
判官の報酬等に関する法律の中におき
ましても、裁判官の優位性を所々に認
めておりますので、憲法だけでなく、法
律におきましてもその優位性を十分に
認めておると信じております。

○委員(大川光三君) ちょっと速記
をとめて。

午前十一時十八分速記中止

午前十一時五十二分速記開始

○委員(大川光三君) 速記を始めて
下さい。

○高田なほ子君 裁判所の方にちよ
つとさっきの大臣への質問に関連して
お尋ねいたします。

この裁判官の報酬法の中にある各種
手当の支給、それも今度の一般職の職員

の給与と同じように調整されるように
思うわけですが、これはあれで
すか、裁判官報酬法に基づいて今度の
改正をおやりになったということになる
わけですか。

○政府委員(津田実君) 私のほうは法務
省でございしますが、今度の趣旨とい
ましては、手当の方は、これにはね
返ってくることは考えられますが、本
来は裁判官の報酬の表を改めるとい
うことになっておるわけでございますか
ら、報酬そのものが改まるわけござ
います。

○高田なほ子君 この報酬そのものを
改める、その法律的な根拠は、裁判官
報酬法に基づいたものなんですか。

○政府委員(津田実君) 裁判官の報酬
に関する法律の一部を改正する法律案
をたまたま御提案申し上げているわけ
です。

○高田なほ子君 これは一般職と同じ
率でもって改正されることになるわけ
ですが、今までのこの裁判官報酬法の
第二条の二、九条、十条、これは特別
号俸の設定とか各種手当の支給とか
ベース・アップ、こういうものは一般
官吏の例に準ずる旨の規定が置かれて
あるわけですが、今回のこの報酬の改
正も、一般官吏の例に準じて行なわれ
たものとすると、先ほど私が大臣に
御質問申し上げたように、裁判官優位
の原則というものは、その準ずるとい
うことからは出てこないんじゃないか
という質問をしているわけです。

○政府委員(津田実君) この第二条の
二、それから裁判官の報酬等に関す
る第九条の場合に、一般官吏の例に準
ずるといふことになっておりますが、
これは手当あるいは特別号俸につい

ての問題でございまして、今回改正い
たしますのは俸給の表そのものを改正
するわけで、三万円以下のものにつ
きまして、一般職におきましてある額が
増額されるわけでありまして、それに準
じまして裁判官につきましてもある額
を増額する、こういうことになってお
るわけでございますが、お手元に差し
上げました参考資料の十一ページに横
の表がございしますが、そこに一般と
比較が出ておりますが、つまり裁判
官、判事補につきましては、下から三
段目の九百七十円という増加額から上
へ上がりまして、三百四十円という判
事補五号の増加額、そこまでが実質的
に増額される、いわゆる中だるみが是
正される、こういう問題でございま
し、それから上の三十円、七十円とい
うふうな小額の増加がございしますが、
これは端数を切り上げるというふうな
趣旨の、ごく整理的な増額でございま
す。この表でござらんいたしますと、
これに対応する一般行政職の方につ
きましては、一番右の方にございま
すように、増加額は最低八百八十円から
二百九十円という三万円程度のところ
までが一応の増加になっておりまし
て、それから上は端数切り上げあるい
は固差額の是正という程度に行なわれ
ておるのであります。そういう一般職
につきましてやっておりますところの
改正に準じて裁判官、検察官につきま
して改正を行なうということございま
して、先ほど御指摘の裁判官の報酬
等に関する法律の二条の二または九条
の「準じて」ということは関係がない
わけでございます。

○高田なほ子君 具体的には関係がな
いかもしれませんけれども、そうする

とあれですか、一般政府職員よりはや
はり大へんよくなつて改正されるとい
うことになるのですか。

○政府委員(津田実君) このものと
の額が、一般政府職員よりも高額に
なつておる、ただ高額になつてい
る形でありまして、それは一般政府職員
の、つまり上の者と対比している形に
なつておるわけでございます。であ
りますから、たとえば判事補の十号と
いうのは現行におきましては一万七千
三百三十円、それは一般行政職にお
きましては五等級の二というものが大
体それに似ておるといふことございま
す。しかしながら、判事補の十号の人
と五等級の二の人を考えると、これ
はたまたまは任官後の年数というものは
非常に違つてくるわけでありまして、判
事補は修習生を終わつた者が直ちに十
号に任用されるのであります。五等
級の二に一般職でなると、かりに
上級公務員の試験を通りましても相当
年数を要するといふことにおきまし
て、判事補の方が俸給の優位になつて
おる、こういうことになるのでありま
す。

○高田なほ子君 いろいろごたごた
言つて下さるのですが、私は原則的な
ことを一生懸命になつて聞いていま
す。前に日本弁護士連合会から裁
判官及び検察官の給与改正に関する要
望が参りまして、この要望の中でも、
私が前に述べたように、裁判官優位の
原則というものが次第にくずれてい
る、三十三年度の第二国会において確
立した裁判官と検察官との給与上の格差は、こ
れを保持されるべきものと信ずる、と
ころが三十三年度の第二国会でこの問題

が出てき、さらにその後裁判官の報酬法が改定されて裁判官報酬法の二条、九条、十条、この中では手当とか特別号俸設定とか、ベース・アップ等は、一般官吏の例に準ずるといふふうな準則規定が置かれてから、次第に裁判官と一般官吏との格差がだんだんなくなつてしまひ、ややともすれば裁判官の報酬までが一般官吏の俸給の例に準じて、これと同額にきめられなければならぬといふふうな誤解を生じてきている。そういうふうな誤解に基づいて一般の報酬の改正を行なわれたのではないかと疑問から、私は一般論として何っているわけですか。

○政府委員(津田実君) ただいま御指摘の通り第二回国会当時におきましては、裁判官と一般職員との優位性は四〇%といふふうな認められたわけでございます。今日におきましてこの優位性が連続しているかどうかという点でございますが、これは上級者につきましては、今日におきまして四割の優位性というものは出ておりません。たとえばごく最近の例を申し上げますと、先般の改正におきまして判事の報酬八万円というものができました。これは一般の七万八千円というのに二千円優位であるということによつて判事の優位は保たれておる、こういうことになつておるわけでありまして。ところが一般職におきましては、管理職手当との問題でさらにその差を縮めるといふようなことが行なわれたということとは事実でございます。それに対しては、最近におきましては、やはり裁判官につきましても管理職手当を認めるといふようなことによりまして、さらに優位を確保していく、こういう形

になつておりますが、第二回国会当初のような優位は、今日においては無いといふことになつておるわけでありまして。しかしながら、そういうことのない主たる原因はどこにあるかと申しますと、これは御承知のように総理大臣、国務大臣の給与が据え置きのままであります。最高裁判官と総理大臣と同じである、こういう給与にすつといたしてきておるわけですか。従いまして、総理大臣の給与が上がるから、最高裁判官の給与が上がるのではない。そういういたしますと、今の判事の最高給に参りますと、もう非常に差が縮まつてきて、場合によりまして、手当を加へますと、高等裁判所長官より上回る判事が出てくるというふうな事態が起こる可能性が非常に出てきたわけですか。そういう意味におきまして、全給与体系を考え直さなければならぬ、こういう事態に到達しておる。私もこれは考えるのでございますけれども、根本的な改正は、今回はどうしてもできない。ということは、どういふことでございましてかと申しますと、裁判官につきまして根本的な給与の改正をするためには、裁判官の任用制度を改めなければならぬという要請が出ておりますので、その意味におきまして、裁判官の任用がまだ検討中である今日におきましては、画期的な裁判官の優位性を認めるという給与体系がでないといふ状況になつておるわけでございます。

○高田なほ子君 そりするとあれですね、総理大臣の報酬それ自体も改まらなければ、裁判官の俸給といふものは根本的にいじることができないというこ

とになるわけですか。非常に私は常識的なことを質問しているわけですが……

○政府委員(津田実君) その点は、裁判官あるいは検察官と申しまするいは、ゆる法律家の評価という問題に根本的になつておるのです。法律家の評価を高くして、総理大臣その他と関連を持たせないで給与体系がきめられるというふうなことに考えられれば、それは問題でないと思ひます。でありますけれども、一般国家公務員の給与体系の、総理大臣の給与を上回る裁判官といふものが、それは最高裁判官は別といたしまして、なかなか認めにくいといふことなんで、結局、その根本的な考え方を改めなければならぬという問題になるのでございますが、そういうことに、大学を出て、司法修習生になつて、判事補になつて、十年たつて裁判官になつて、給与はできない。要するに、法曹一元を実現して、全法律家——弁護士を含めての全法律家の中から、りつぱな人を裁判官にするということによつて、初めて総理大臣の給与との権衡を破つてもよろしいというふうな結論になると思ひますが、今日におきましては、まだそういうふうな、法曹から優秀な裁判官を任命するといふような基盤ができておりませんので、その給与体系がむずかしいといふことになつておるというふうな考えられるわけでありまして。

○赤松常子君 今、私の表を拝見いたしました、下から三番目あたり、ちよつと今見たのですけれども、裁判官俸給月額表と一般職のそれとの比較におきまして、下から三番目でございますが、改正案は一万八千三百円になるわけですか。そして増加額が、九百七十円、ところが一般職は、増加額が九百九十円、そして改正案は一万八千三百円になるわけでございますが、こ

ういふふうに見てきますと、決して一般職よりも高くないのです。増加額も、一般職は九百九十円上がるのに、こちらは九百七十円上がるので、何か今までの議論されておりましたことは、逆行しているといひましようか、追いつけないといひましようか、これはこの通りでございますか。

○政府委員(津田実君) ただいま御指摘の一番横に書いてございます、判事補十号でございますが、これが一万八千三百円といふのが、今度の改正案でございます。それから一般行政職で申しますと、五等級の二号といふのがやはり一万八千三百円になるわけでございます。そういうしまして、判事補十号といふのはどういふ人になるかと申しますと、司法試験に合格いたしました、二カ年の修習を終わった人は直ちにこの十号の一万八千三百円に格付されるわけですか。ところが、一般行政職の五等級の二号は、国家公務員の上級試験を受けまして、相当の年数たたなければ五等級の二号になれないという意味におきまして、裁判官は最初から一般職の人より優位であるといふことが出てくるという意味でございます。でありますから、一万八千円を両方比較いたしますと同じでございますが、これは行政職では相当年数のたつた人であり、判事補では直ちになる、こ

級の二号になるのは、一般行政職では、採用後七年かかる。判事補につきま

しては、採用後二年でございますから、非常に速いわけでございます。年令にお

○千葉信君 本来、特別職の職員に対する俸給とか給料の關係は、特別職に關する俸給の法律に基づいてこれは大蔵省が所管しておるはずですが、その特別職の中のそれぞれの任命権者の異なるものは、たとえば自衛隊であるとか、あるいは裁判官、検察官というふうに、それぞれの任命権者が異なる分についてその問題の担当者は、それぞれの任命権者ですかどうですか。

でこれを決定する、こうはつきり法律に明定されております。

ところで、問題になりますことは、最高裁の裁判官といえども、これは最高裁としては職員だし、その他の職員の場合においても同じ最高裁の職員、ところが裁判官、秘書官以外の分については、その裁判所職員臨時措置法の規定に基づいてこれは最高裁で一切の最終決定が行なわれる、こういう建前

容につきましては、最高裁判所がきめることは、ただいま御指摘の通りでございます。その内容につきましては、大蔵省と予算上の関連を持っているというところは先ほど申し上げた通りであります。従いまして、その最高裁で行なわれておるところの裁判官、秘書官以外の職員の給与の内容につきましては、法務省としては関連を持ち得ないわけです。従いまして、その内容が関

もつてこれは国会に提案されるから、当然その立場における弁弁は法務大臣が当たらなければならぬ、これはわかる。ところが今お話のように、その内容等を具体的に決定した實際上の責任者は最高裁の長官であるという立場からすると、その内容の検討については、当然これは最高裁の長官が責任をもつてその内容等の説明に当たる。あるいは非違があればこれに対しては責

判官會議が負うわけであります。最高裁判所長官は裁判官會議の主宰者として責任がまたあるということになります。そこでその事項につきまして国会に対していかにして連絡がつくかと、こういう問題だと思いますが、この問題につきましては、私どもの今まで到達しておる見解といたしましては、国会法の七十二条には、「最高裁判所長官又はその指定する代理者

は、その要求により、委員会の承認を得て委員会に出席説明することができるといふ規定一項しか見当たらない。そこでこれは最高裁判所から出てくるという問題でございます。問題は国会側から喚問し得るかという問題に歸着すると思ひます。その問題につきましては、これは司法行政につきましては、一般行政府のように、最高裁判所が国会に対して直接責任を負うやいなやという憲法上の重要な問題だといふふうに考へるわけでありまふ。しかしながら、ただいままでの私のものの検討いたしました見解といたしましては、直接国会において責任を問われるということには最高裁はならない、具体的事件につきましてもむろんであります。司法行政につきましてもさうではないかという結論でございます。これは司法行政の点についてはさらに問題があるかと思ひますが、それを法律が裁判所に委任した以上は、しかもそれが事件の処理——具体的に裁判に直接、間接に影響があるという事項につきましても司法行政の範囲をしぼるならば、それはさういふことにならざるを得ないのじゃないかといふように、ただいまのところ研究の結果は相なっております。

○千葉信君 そうつすると七十二条の解釈は、これは国会の側から出席を要求するといふことでなく、最高裁判所長官またはその代理者の方からの要求で、出席するかしないかはそれは最高裁の立場からの判断にまかせられるといふ、さういふ見解ですか。

○政府委員(津田実君) 国会法の有権解釈はもちろん私どもがいたすわけじゃございませんですけれども、法務

省といたしまして解釈いたしているところによりますれば、「その要求により、」といふのは長官または代理者の要求であり、「委員会の承認を得て」といふのは、委員会において出てきてよろしいという承認を得たので出てくるという意味に、この文理からは解さざるを得ないといふふうに考へております。

○千葉信君 この七十二条は、これは会計検査院の院長あるいは検査官の問題が第一項、第二項は最高裁の關係といふことになりまふけれども、ただいまの御答弁では、これは見解が完全に分かれるわけでは、今の御答弁のような解釈も一方には成り立つ疑いのある条文になる、しかし解釈としてはさうではない、先ほどからいろいろ質疑をいたしました問題に關連して、實際上の問題の内容を作成したもので、同時にまたその問題に対して責任をとらなければならぬものの国会出席が、この場合は召喚される側の任意によつてきまるといふことになれば、一体、国会でほんとうの問題の究明はできないのじゃないか。それで一体三権分立の建前がくずれることなしに、しかも最高機関としての国会の權威が確立されるかどうかといふ問題も出てくる。さうなれば、やはりこの条文の解釈等については、實際問題から出発した解釈でなければ、ほんとうの解釈にならぬといふ点からいつても、今のあなたの解釈はどうしても承でない。特に具體的な問題としては、裁判所職員臨時措置法等の關係を見ても、非常に大きな問題が最高裁の専決事項として決定される、しかもこれに対して最高裁の

長官なり、あるいは最高裁の連中は、何ら国会に対して責任を負ふ必要はない、答弁にも当たる必要はない、答弁するとしても、それは自分たちの自主的な判断、恣意のままに行動できるのだ、こゝういふ解釈は一体合理的と言えますか。

○政府委員(津田実君) ただいま御指摘のような事項につきましては、最高裁裁判官會議が責任があることは先ほど来申し上げた通りであります。その責任者についてその内容を検討する、あるいは内容を明らかにするといふ事柄が必要であることも、またこれは明らかだと思ひます。その内容を明らかにする場をいかなる場所に求めるかといふことになると思ひます。従ひまして、それが国会がそれをやる場であることが最も適當であると考えられますならば、裁判所たるものは進んで出て説明をすべきだといふふうに私は考へるわけでありまふ。しかしながら、ただいまの解釈は、国会側が出席を求めるといふことは法律上は拘束力がない、出席をお求めになることはできると思ひますのですけれども、出席の拘束は今の国会法上はないものと解釈せざるを得ないと私も考へるのであります。しかしながら、進んでその内容を国民の前に明らかにするために出席して、合理的な説明をするといふことは、これは決して否定すべきことじゃなくして、さういふことがよろしいといふことになればさうすべきであると思ひます。さういふわけで、それはやはり最高裁が自主的にさういふ判断をしたければその結果は生まれてこないのじゃないかといふふうに現在には考へておるわけでありまふ。

○千葉信君 これくらいにして、食事の時間ですから休憩されたらどうでしょう。

○委員長(大川光三君) それでは、午前中における質疑はこの程度にとどめまして、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後一時四十七分開会
○委員長(大川光三君) これより委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行ないます。御質疑のある方は御発言を願ひます。

○千葉信君 最高裁でも法務当局でもいづれでもないんですけれども、今回、根本は人事院の勧告を基礎にして一般職の職員等に準じて給与改定が行なわれようとしてゐるわけですが、やはり問題として考へてみなければならぬのは、一体、裁判官に対する報酬を通じての待遇なるものが適正なのかどうかといふことは、十分これは慎重な態度で検討しなければならぬと思ひます。さういふ点の判断の基礎として、一体、裁判官、検察官の平均報酬額はどれくらいになつてゐるかといふことが明らかにされなければならぬと思ひます。それによつて、一体他の職員に比していかどうか、適正かどうかといふことが検討されなければならぬ、ところが問題は、平均報酬額だけではこれは比較にならないと思ひます。なぜなら、全く同一の条件のもとに勤務し、あるいは同一の資格のもとに採用されてゐるわけではありませんで、他の職種の比較といふことになりまふと、その

点についてもう少し突っ込んだ検討が行なわれなければならぬ。ということになると、一体裁判官、検察官の学歴の状態がどうなつてゐるか、勤続年数の状態がどういふことになつてゐるか、ないしはまた家族構成等がどういふ状態になつてゐるか、こゝういふ点も検討を加えなければ、まじめな意味での審議は不可能だと存じますので、今申し上げた裁判官、検察官の平均報酬額、それから学歴、勤続年数、それに少なくとも家族構成等がどういふ平均の状態になつてゐるか、これはどの省庁でもさうですが、さういふ程度の把握がはつきりしていなければ、その省庁独自の立場においての問題の検討はできないわけですから、これは、たぶん私の推測では、最高裁でも法務省当局にもあると存じますので、それを至急出してもらうことにしたい、これが第一点。

それから第二点は、これは非常に私どもの方から申し上げにくい要求なんですけれども、行政組織法上の法律の關係は、たいていどの六法全書でも完備してないといふ状態でありまふ。従つて、今回のこの給与の改定を審査するにあつて、たとえば六法全書によく抜けてゐる法務省設置法であるとか、特別職の給与法であるとか、それから抜けてない検察官、裁判官の報酬、俸給等に関する法律、この程度のものは、これは他の委員会でも案件を審議する場合にも行なわれてゐることです。それから、それを一つできれば早急に整備していただけないでしょうか。第一点については、これはどうしても出してもらわなければならぬ。第二点

は、できればという要求ですから……。
この点いかがですか。

○政府委員(津田実君) ただいまの第一点のうちで、検察官関係につきましては、できるだけ御趣旨の資料を早急に整理することにいたします。なお、法律案につきましては、これまで可能なことでありますから、できるだけ御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 裁判官の学歴、平均報酬、家族構成等につきましては、資料を整えまして提出いたします。

なお、裁判官の報酬等に関する法律につきましては、それだけを別個に印刷いたしまして、お手元に差し上げたいと思ひます。

○委員長(大川光三君) ちょっと当局に伺いますが、今、千葉委員の御質問のうちの第一点ですね、これについて概要を今わかりますれば、一応概要だけでも説明をしていただくと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(守田直君) 裁判官の平均の報酬月額を申し上げますと、判事、判事補、簡易判事というふうに三つに分かれますが、判事は六万七千円、判事補は四万円、簡易判事は五万円程度でございます。学歴は皆大学卒で、特に専卒の者もありませんが、ほとんど大学卒であります。司法官試験に合格いたしましたので、司法修習生に採用され、二年間司法研修所において研修を受けまして、採用されてきておるものでございます。勤続年数は、判事、判事補、簡易判事とおしなべて平均いたしますれば、約二十年程度になろうかと思ひます。家族

構成は、今資料もございませんので、ちょっと申し上げかねます。相当家族はあると思ひます。

○政府委員(津田実君) 検察官につきましては、これは検事、副検事を通じて平均給与五万二千円、それから学歴につきましては、司法修習生から採用いたします関係上、たゞいま裁判所から申し上げました通り、ほとんど判事、判事補、それから勤続年数につきましては、検察官は裁判官より二年定年が低いわけでございます。大体、たゞいま裁判所と同じくらいのところ、若干それを下回るかと思ひます。

○千葉信君 最高裁の方に、ついでにお願いしておきたいことですが、このあと、裁判所法の一部を改正する法律案等の審議の関係もありますので、できれば、今申し上げた資料について、他の裁判所の職員諸君の分も含めて、これは少々おくれでも差しつかえありませんから、御用意願いたいと思ひます。

○委員長(大川光三君) 他に御発言もなければ、これにて——ちょっと速記をとめて。

午後一時五十八分速記中止

午後二時十五分速記開始

○委員長(大川光三君) 速記をつけ。この際、裁判官の報酬、検察官の俸給等に関する法律案二件にあわせて裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(大川光三君) 御異議ないものと認め、さう決定いたします。

御質疑のある方は御発言願います。

○赤松常子君 私、この説明書の三ページの中段にございまして最近非常に少年の犯罪事件がふえておりますので、今度そういう傾向と相俟って必要な調査の事務がふえたので、そういう面を充実するということは私は賛成でございますけれども、この間、青少年の問題について公聴会を開きましたときの参考人の御意見の中にもございまして、非常に少年事件を取り扱う方々の態度なり、あるいは少年に接する何と申しましようね、その方々が、非常に数が多いので、たゞい回しにされて、少年の心理に非常に悪い影響を与えているという御発言がございまして、それが、そういう面について、とくと御配慮願いたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 実は家庭裁判所の調査官の関係を存じますので、私からお答え申し上げます。少年事件の扱いにつきましては御指摘のような問題がございまして、まことにございまして、関係諸機関の間にございまして、いろいろ調整をいたしまして、そういう弊害のないように努めつつあるわけでございまして、で、少年の問題はやはり現在施行されております少年法の精神によりまして処理するべきものと私も考えているわけでございまして、少年の保護の徹底、そのための少年の正しい扱い方ということにいろいろ苦心をいたしておるわけでございまして、それにつきまして内閣にございまして青少年問題協議会あたりにも裁判所関係の者が参りまして、各関係機関

といろいろと協議をし、また調整をいたしておるわけであります。御指摘の点につきましては、今後とも十分その弊害のないように努めて参りたいと存じております。

○赤松常子君 具体的にもうちょっとお伺いしたいのでございまして、それで人数はどのくらいおふやしになって、事務量はどのくらいふえる、そういうものと具体的に処理の方法などお聞かせ願いたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 今回の家庭裁判所調査官関係の定員の増員は、調査官二十名でございまして、それからさらに調査官補から三十名を調査官に組み入れまして、これは実質的な人員の増じやなくて、これを調査官に組みかえるわけでございます。合計五十名の家庭裁判所調査官の増員ができたわけでございまして、御承知のように家庭裁判所の事件——これは家事事件、少年事件の双方にわたりますので、御承知のとおり、その両方に家庭裁判所調査官ないし調査官補が事件を担当いたしておるわけでございまして、近年少年事件がふえて参りますと同時に、御承知のようにいろいろな事件の内容が大きな問題を含むようなことが多くございまして、いろいろ少年の犯罪ないし非行少年の、何と申しますか、凶悪な事例が往々見られるようになったのでございまして、そういう事態に即応いたしまして調査官の増員をいたしまして、そういう事件の適正な処理をはかりますと同時に、一方また調査官の研修ということにつきましても充実いたしまして、そういう面の措置をいたしたいというふうに考えておるわけでございまして、実際の扱

いいたしましては、少年事件について申しますれば、家庭裁判所には、警察からあるいは検察庁を経て、あるいは一般から少年事件が送られてくるわけでございます。それをまず調査官が調査をいたします。そして身柄事件につきましては——身柄事件が全体の十何パーセントかと存じましたけれども——これを少年鑑別所に送りまして鑑別をいたしまして、そしてその結果がさらに家庭裁判所の資料になるわけでございまして、そういういろいろな資料を集めまして、同時に調査官が家庭環境あるいは経歴その性格等を調査いたしまして、資料を整えて裁判官の前に出すわけでございまして、裁判官はその資料と直接少年に当たりますので、以上申し上げました経路から考察をいたしまして、あるいはその警察を経、あるいはその検察庁を経、さらに家庭裁判所の調査官あるいは少年鑑別所あるいは裁判官というふうに、その担当の機関々々によって、もちろん別々の立場からそれぞれ職務に就いて調べるわけでございまして、少年を対象とした人間が、結局一人の少年をいまして、家庭裁判所といたしましては、少年保護処分が最も適正に、迅速に行なわれなければならないというふうに考えておられますので、家庭裁判所調査官の陣容が、わずか今度実質的には二十名の増員でございまして、それども、二十名を増員いたしまして、そういう一保護処分の迅速、適正な処理をはかるというふうなことを考えているわけでございます。

○赤松常子君 二十人の増員とおっしゃいましたのは、まだ足りないと思ひでございますけれども、ほんとうはどのくらいなければ事務処理がでないのございませうか。とりあえず二十人というので、どのくらい満たされる割合でございませうか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 実は今日の事件を処理するために、計算上何人ぐらい要るかという計算は、実務に就いて私ども計算しているわけでございますが、ただいま私どもが持っております数字を申し上げますと、大體調査官において百五十六人、それから調査官補においてさらに六十四人、約二百名ぐらいの増員は必要でなからうかというふうに考へておるわけでございます。

○赤松常子君 それが一割の二十人ということでは非常に開きがございしますが、どういうところに隘路がございませうか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) まことにございませぬ。御質問でございますけれども、実は家庭裁判所調査官と申しますのは、何と申しますか、高度の専門的な知識と技術を身につけなければなりません。従ひまして、ただいま採用いたしております状況を申し上げますと、大学を卒業いたしました上で、専門としては心理学であるとかあるいは社会学であるとか、教育学であるとか、そういった方面の学科を経て卒業いたしましたものを調査官補として採用するわけでございます。それとも学科の成績がいいというだけではなかなか参りませんので、これはパーソナリティーというをよく申し上げます

が、その人柄あるいは面接いたしました感じとか、そういった人柄なども非常に慎重に人選しなければならぬわけでございます。その上に、ただ学校を出しただけではなかなか少年事件にしても家事事件にしても、実際の事件をすぐ扱へというわけに参りません。しばらくそれらは官補として補助的なことしながら実務を覚えていくわけでございます。そうして二、三年たちますと今度は研修所へ入れまして、これは学校のような学理ばかりでなくて、実務の研修を一年間いたしまして、そうして調査官の任命資格を得るわけでございますが、調査官としてやはりそういった資質、能力ということがどうしても必要でございまして、数字の上でただいま申し上げましたような必要数が出ますけれども、現実の問題としては、何年か、ある期間をかけましてその陣容をはかるほかはないというふうに考へております。

○高田なほ子君 この間ちよつと質問の半分しかけになつてゐるのですが、簡易裁判所の判事の員数が三十人定員減になるわけで、今までは簡易裁判所の判事の定員は七百三十人、今度はこれを改正して七百二十人ということになるわけですね。ですから説明にある通りに、三十人簡易裁判所の判事が少なくなると、この改正で何か改悪ですかかわかりませんが、私どもから言わせると改悪になるのじゃないかという気がするわけですが、この簡易裁判所の強化、改善についての意見が日本弁護士連合会から出されてゐるのを見ますと、「簡易裁判所の現状は、当初の設置の目的を必ずしも十分に果してゐる」とは考へられない。これを改善して、本来の目

的である迅速適正な事件処理を行はしめるために、まず特任制を廃止するのが至当である。」云々と、以下いろいろ要望事項が掲げられてゐるわけでありまして、この中で、この定員の問題と關係のある部分を読んでみますと、「簡易裁判所裁判官の素質の向上を図る」と共に、「その他の問題」として、裁判官数の増員、俸給の増額、簡易裁判所の設置場所の統合などを考へ」というふうに、数を減らした方がよいというふうな意見は、どこにも見当たらないのです。どうもいろいろの事情をお話しになつたようでありまして、実務家からこういう強硬な強化改善についての意見が出ておるにもかかわらず、三十人を減少しようとする根據については、どうも私どもの納得するに足る説明がされておらないわけでありまして、なぜこの三十人という数をここに減らしてきて、しかもこれを減員するのか。どうも本来の目的を達するためになるわけですが、私どもの納得するに足る説明があれば、この際、この三十人という問題について説明してもらいたい。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) じゃ私からお答えを申し上げます。裁判官の定員の増減の問題につきましても、実はやっぱり裁判官に特別の事情があるわけでございます。なかなかこれは一般の職員の定員の増減と同様に考へられない極みと申します。問題を持つてゐるようでございまして、その根本は、ただいま連合会の方の意見も出ておりますと存じますが、やっぱり裁判官に欠員を多くかかえておりまして、その充員ができないという現

状からでございます。今度判事の増員ということをお願いしてゐるわけでございますけれども、これもなぜ増員が可能になつたか。わずか五十名にせよ、増員が可能になつたかと申しますと、これは判事に任命する資格を得た者、そして現実に判事になるであらうという見込みのつく者がそれだけ得られることになつたというわけなのでございませう。それが現実の増員のこの法律の改正となるわけでございます。

一方、簡易裁判所判事の方はどうかと申しますと、ただいまは御指摘のうちに、七百三十名の定員を持つてゐるわけでございますが、実際問題として、このうち四、五十名の欠員を常にかかえてゐるわけでございます。これも簡易裁判所判事になる資格を得た者、そして現実に簡易裁判所判事になる見込みの人が今日四、五十名得られれば、これは問題ないのでございませうが、実際問題として、それだけの人が得られない現状でございます。これはいろいろ原因はあろうと存じますけれども、現実の問題としてはそういう事情でございませう。

そこで、今回の措置で簡易裁判所七百三十名の定員の中から三十名減らしまして、それで判事の三十名の増員に振り向けましたということでは、その実情からいたしたことでございまして、もし簡易裁判所判事に四、五十名の充員の見込みが十分立つたならば、そういった措置は講じないで済むわけでございます。実情は今申し上げたよりもなななわけでございます。そういう減員の方法をとつたわけでございます。一方には、やはりこれは国家財政上の要請もございまして、そういった

措置をとるわけでございます。ただいま申し上げましたように、簡易裁判所の制度あるいは整理統合その他の問題はございませうけれども、それは別として、簡易裁判所が簡易裁判所の裁判官の数が必要とされ、またそれだけの人が得られる現実の見込みが立ちますれば、当然その際はさらに増員をお願いすることになると思ひます。

○高田なほ子君 手元に参つておりますこの参考資料から見ますと、高裁の欠員は従来十九名、地裁の判事の欠員は六名、判事補が二名、家裁の判事が十五名、それから判事補が二十二名、簡易裁判所の判事が四十四名、このように抜群に簡易裁判所判事の欠員の数が多々わけですね。今の御説明によりまして、資格を取得する条件がないために、従来まで四十名内外の欠員がずっと持続されてきたので、欠員のまま置くのはどうかと思ひます。実際に即して三十人を減少したのだという、こういう御説明があつたわけですね。しかし、定員というものは、やっぱり実際の仕事に即して一応定員というものは割り出されてくるので、その定員を満たすだけの措置をするのが政治だろと思ひます。またそれは当局としての御努力ではなかつたかと思ひますが、とにかくも特段に欠員が多いということは、どうも資格取得の条件が他に比してはなはだしくむずかしいのじゃないかという気がするわけですが、これはどうなんですか。資格を取得する条件が他の場合に比べて非常にむずかしいというふうに私あまり考へられないのですけれども、今数字を讀み上げたように、あまりにもかけ離れて欠員が

多過ぎる。その多い現状に即して今度三十人減らしたということでは、ちょっと納得しかねるわけですが、この資格を取得するための条件というのは、どういふ条件なんですか。簡易裁判所の判事の場合の説明をもう少ししていただきたいのですが。

○最高裁判所長官代理人(内藤頼博君)

簡易裁判所判事の任命資格につきましては、裁判所法に規定しているわけでございます。司法修習生で二年間の修習を終わりました者は、判事補、検事あるいは弁護士として法曹としての仕事に入るわけでございます。それぞれ判事補、検事あるいは弁護士を三年経験いたしますと、簡易裁判所判事の任命資格を得るわけでございます。そのほかに、簡易裁判所判事につきましては、特に選考による任命を認めておりまして、そういった資格がなくとも、適当な学識のある方あるいは各方面の方を最高裁判所に設けられました選考委員会において選考いたしましたとして、簡易裁判所判事に任命しているわけでございます。

で、確かに、お話の通り四十名余りの欠員を今日なおかかえているということ、さらにこれを充員することが当局の責任ではないかという点でございますが、まことにごもっともなことだと存じます。しかし、実情を申し上げますと、判事補、検事、あるいは弁護士で三年の経験を終えた者、これが御承知のように各方面でそれぞれ仕事をしていますわけでございますが、この中から簡易裁判所判事の任命を希望する者、ことにあるいは弁護士から、検事からということとは、現実の問題として無理でございますが、あるいは弁護士からと

いうことが実際には望めないのでございます。そういたしますと、先ほど申しました選考による任命はどうかということになるのでございますが、これは一方、いわゆる特選といわれております人たちが入るわけでございますが、やはり選考任命でこれを満たしますと、どうしてもいろいろまた別の面から御批判が出るわけでございます。選考につきましては、やはり十分な裁判官としての能力ということを基準にいたしませんと、選考任命等もやはりいたすことができませんので、やはりそこにとどめても人員の制約ができてくるわけでございます。実は、昨年あたりから選考任命になるべくいい人を得るよう努めますとともに、選考任命で任命された方につきましては、特に簡易裁判所判事としての研修というようなことも考えまして、人員を充員しながら、しかもそういう一般の御批判のないような手段を講じるようにいたしております。そういう実情でございますので、なかなかこの四十数名の充員ということが、今日すぐに実現するといふことは困難なのが実際でございます。

○高田なほ子君

今でも選考任命ということはやっておられますのでしよう。

○最高裁判所長官代理人(内藤頼博君)

いたしております。

○高田なほ子君

一説に伺いますと、この選考任命というものは、選考する機関といふまいか、選考する基準といふまいか、ずいぶんこれはややこしいのだそうですね。それで、なかなか進歩的な考えを持っていらっしゃる人とか、そういう人は排除するようなむしろ傾向を持っておられるということも

巷間伝えられておる。そういうようなわけで、なかなか任命されないという点と、もう一つは、簡易裁判所というのは少しレベルを低く見ているのじゃないですか。低いじゃないのだけども、低く見ておるのではないですか。

○最高裁判所長官代理人(内藤頼博君)

レベルが低いということでございます。す、ちょっと私どもとしては受け入れかねるわけでありまして、しかし裁判官の任命資格といたしましては、ただいま申し上げましたように、判事補、検事、弁護士の経験三年というところになります。地方裁判所、家庭裁判所、高等裁判所の判事になります。同じ経験がやはり十年必要ということになっておられますので、そういう点では、経験の比較的に少ない者が簡易裁判所の判事に任命されるということになっておられます。これは簡易裁判所の扱います事件の性質から申しまして、法律がそういうふうなきめておるものだというふうに考えております。

○高田なほ子君

レベルが低いということ、ちょっと言い方が下手かもしれませんが、同じ裁判所でも、簡易裁判所というのと、簡易裁判所に三年いるよりは、そうじゃない所に三年いた方が結局出世の道が早いというふうになっておられるのでしよう、これはきわめて常識的な物の言い方ですけれども、ばかばかしくて簡易裁判所に行つていられるかという気持を起させるものが何かあるはずですよ。それはきつと内藤さん御存じなのをおっしゃらないだけの話なんです。

○最高裁判所長官代理人(内藤頼博君)

裁判所の仕事というものは、やはり一つ一つの事件の裁判の重要性という

ことが認識できませんと、やはり裁判の仕事が理解できないわけでありまして、そういう意味におきまして、簡易裁判所は、やはり民事訴訟、刑事訴訟、調停事件等がくるわけでございます。一件、一件こそが大事な仕事でございます。ふに私も考えておるわけでございます。簡易裁判所につきましては、ただいま御指摘のように、若い人も相当参つておるわけでございます。しかし、では簡易裁判所に行つてみると、どうも地方裁判所やなんかにいるよりは出まが、おそいというふうな感じを持つというお話でございますけれども、しかし、私どもの実際に当たつておられます者の感じ方から申しますと、やはり簡易裁判所の経験は一度経ておくべきであるというところを、だれしも考えていると存じます。従いまして、簡易裁判所に行くのはいいや、地方裁判所に行きたい、そういう気持は、若い人たちはそれはほざかいと思ひます。また一つ申し上げたいと存じますことは、簡易裁判所の判事は、定年が七十才になつておられます関係上、六十五才で定年になりまして、定年を終えてからの裁判官がさらに簡易裁判所に行つて裁判をしておられます。これは検察官の方からも、やはり定年でやめられた方がさらに簡易裁判所に行つて裁判をしておられます。そういう大先輩がやはり同じ机を並べて簡易裁判所で仕事をしておられるというところは、若い人たちに、あるいは選考任命された方たちには、非常に大きな励ましを与えておられますし、その誇りを失わしめないでいると考えております。

○高田なほ子君

ところが、現場の若い人が言うのと、あなたが言うのとま

るきり反対です。簡易裁判所は姥捨山だと通常言われているようです。だから日本弁護士会あたりでも、裁判官の定年を七十才でなく六十五才に引き下げようという意見が出てきています。あんまり老いぼれて、よぼよぼになって、時代にもおくれいているような感覚であるというところは、さうでない方たちもおられますけれども、やはり七十才にもなれば、時代的な感覚というものがだいぶ変わってくることも事実です。私どもは、三十才の方と比べて、まさっている点もあるけれども、非常に時代的にはおくれいている点を常に自覚するわけでございますが、これは兎り言葉に買い言葉になるわけですが、こういふ姥捨山のような空気を是正するために、七十才という定年を六十五才に引き下げたらいじやないかという日本弁護士会からの御意見も出ていくくらいに、やはり活気が非常に乏しくつたり、あるいは選考の任命に、何と申しましようか、時代的な感覚の欠けるというふうな点があるれば、若い優秀な人がここに進んで行かないというふうな空気が、この簡易裁判所の機能そのものを増進する方向にいかないのじゃないかという、これは憶測であります。するのでありまして、さうする、見通しとしては、この三十人減というの、ずつとそのまま続けていくのだというふうな気持ちで、ここに三十人減というふうな数字を出されたのでしやうか。予算上、減らしますと、実績がどうだからということになって、これをまたもとに戻して、三十人ふやすということはまことに容易ならざるのだと思ひます。これはよほどの英断でなければならぬ。

○高田なほ子君

と、あなたが言うのとま

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

私どもの考えとしては、やはり簡易裁判所がそれだけの判事の増員を必要とする場合には、当然、増員するべきものと思っております。そのことにつきましては、予算上、最高裁判所と大蔵省の間でいろいろ折衝いたしましたが、裁判官が現在非常に多くの事件を負担いたしまして、職前とは比較にならないような多くの事件を負担いたしまして仕事をされていることは、各方面で十分認識をいただいていることとでありまして、今回の判事の増員にも見られますように、実際にそれだけの日当がつけば、増員ということは認められるものと、私どもは考えているわけでございます。

○高田なほ子君

そういたしますと、この資料は、私の手元にもあったものではないのですけれども、「三十一年以来、家庭に関する事件の審判又は調停で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対してその義務の履行を勧告し、又は命令する等の制度が実施されるようになった」ということに、ここになつてゐるわけですが、この仕事というのは、大へん今の日本の社会的な封建制の残つてゐる中では、婦人にとっては非常にいい制度なんです。しかし、実際に聞いてみると、なかなか手不足で、義務者に対して、その義務の履行を忠実に勧告したり、また命令したりするということになり、制度の運営が、必ずしも円滑にいつていないというのを聞くわけでありまして、この数字をあげて、どういふふうにこれがなつてゐるのか、実情をちょっと説明していただけないか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

ただいまお話のございましたのは、家事事件における審判事件及び調停事件の履行確保の制度と存じます。履行確保の制度は、ただいまお話のございましたように、家事債務という特殊の債権債務関係の履行の方法として、実際の上に非常に大きく役立つてゐるわけでございます。件数を、ただいま手元にごさいます数字で申し上げますと、昭和三十一年の七月から実施されたわけでございますが、三十一年七月から十二月の間に、四千二百件余りございまして、それから三十二年の一年間に、一万二千件余り、それから三十二年には、さらにふえまして、一万五千六百件という数字が出てゐるわけでございます。

○高田なほ子君

こういふふうに事件が飛躍的にふえてきておられますけれども、実際、これを何と申しますか、上手に運営できないというふうなことを伺うわけなんです。たとえば家事債務の履行を強く要望したとしても、裁判所の手不足のために、義務者に対してその義務の履行を十分に実行するよう勧告ができなかつたというふうな実情をよく聞くわけでありまして、だから、一面言わせますと、非常に不親切だというふうな評判も、全部ではありませぬけれども、聞かなければならないということになるわけですね。裁判官が不親切なんじゃなくて、手不足のために、ついに不親切というふうな思わざる結果を与えてゐるというふうになるわけでありまして、この処理の状況は、これは受理の件数でしようが、処理は、どういふふうに処理されておられますか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

これは専門のあれで申しますれば、いわゆる事件のアフター・ケアというふうなことになるわけでございます。まして、担当いたしますのは、普通の場合には調査官と、調査官を補助する事務官でございます。これが実際の所で済みまして家事審判の事件、あるいは家事調停の事件におきまして、相手方なら相手方が申立人に何がしかの金を払うことがきまるわけでございます。そういたしますと、それが一度に払うようにきまることもございまして、多くの場合、家事債務でございますと、毎月幾らという事で支払い方法をきめておる場合があるわけでございます。そういう場合、履行が、それによりまして家庭裁判所から債務者の方に履行の勧告をいたすわけでございます。勧告は普通集書でもって通知いたします。われわれ出頭を求めまして勧告をするわけでありまして、ある場合には調査官なりが債務者の家に参りまして、そうして実情を調査するということもございまして、そういうふうな方法で勧告をいたすわけでございます。勧告に応じない場合には、さらに履行命令を出しまして、履行命令に応じない者は処罰されるという仕組みになつてゐるわけでございます。実はこういう制度は外国にもとり入れられておまして、いろいろ猪達しの制度があるわけでございます。私実際に見ましたのは、アメリカあたりで早くからこういう家事債務の履行という格好の制度を持つてゐるわけでございます。日本の場合になかなかききかないといふことが、確かにあるようにござい

ます。これは一面に手不足というふうなこともございまして、やはり裁判所の権限をいたしまして、裁判所で一度きめたものを履行しない、そのことがすでにコンテンツトになるという法制がないと、これはなかなか実効が上らないのじゃないかと考へるのであります。現在の制度におきまして、できる限りのことをいたしておるわけでございます。

○高田なほ子君

先ほどの赤松委員の質疑に対して、調査官の必要人数を大體二百名ほどであるといふふうに答へられておりましたが、それは一万五千六百件、三十三年度が、さらに三十四年度、三十五年度と、おそらくこの件数はふえていくと思ひます。ふえる傾向にありますから、そういうふうな中で、簡易裁判所自体の判事の員数が三十人減らされ、そして調査官もわずか二十名増といふことであれば、これらの事務の処理というふうなことが完全にいくわけがないと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

ただいまの問題は、家庭裁判所の事件でございます。簡易裁判所の減員とは関係がございませぬ。で、家庭裁判所が、ただいま御指摘のように、こういった担当事件がふえておりますし、あるいは調停事件にせよ、少年事件にせよ、年々増加の傾向にあることは御指摘の通りでございます。これに対応いたしますところの裁判官、調査官の増員ということがこれは当然望ましいわけでございますが、何分にも、先ほど申し上げましたように、判事、裁判官の充員さなかな困難な今日、思ふような増員ができないわけ

でございます。調査官につきましては、先ほど赤松委員の御質問にお答え申し上げましたように、実情に応じた増員を考へてゐるわけでございます。

○高田なほ子君

どうも納得できるような御答弁がさつぱりいただけないのですよ。一生懸命やると言つても、それは限度があるでしようし、このことを聞けば、簡易裁判所と関係がないと、もちろんそれは関係がないでしようけれども、いすれにしても、簡易裁判所にしても家庭裁判所にしても、何だかどうも非常に軽視されてゐるという感じが私はするのです。最近の交通問題と簡易裁判所の機構というものとからみ合せてみると、どうもここに納得のいかない点があります。こういう点は、私質問をはずしておきますけれども、とてもそういう点が納得がいけない。それから今の家事債務の問題にしても、二十名の増員で、はたしてこれをうまくまかなつていけるものかといふところが疑問でございます。と、二、三年の間にどういふふうにかさつたといふような計画が何かありますか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

家庭裁判所ができました。十年を経たわけでございます。その間にいろいろ事件の動きがございまして、実態的な調査もおおいに進められるようになりましたので、そういう実態の調査に基づきまして、はつきりした数字を出しまして、何年計画かの増員計画を打ち出したいといふふうに考へてゐる

わけでございます。現在、まだそういった家庭裁判所全体の運営についての実態的な……。最近になりまして、ようやく一つの安定したルートに乗ったような事情でございます。今後、問題が残されているわけでございます。

○赤松常子君 関連して、大へん事務量がふえているわけですが、それに対応する二十人の増員ということは、事務量のふえた量と、それから二十人の増員で処理して参りますその一人当たりの受け持ち量と対比して、どのくらい緩和されるものでございましょうか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 事務量がございまして、事件の数の毎年の増加ということから申しますと、その率はおそらく二十人の増員の率では、やはり事件増加の率が多いと存じます。これが私どもの実際の事情でございます。

○赤松常子君 ちよつとそれに関連しまして、非常に足りないということ、増員を最初から人員が足りない。で、増員をするにしても、いろいろ隘路があつてすみやかに増員ができない、事務量の追いつく増員ができないということが、一つの大きな原因だと思ひのございまして、今後の家庭裁判所の発展に資したいと考えているのでございす。もちろん、終戦後の司法制度改革の非常に大きな要素になっておりまして、決して最高裁判所としてまづ扱いにしないというところはございせん。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) まま子扱いになりますというところは、

現在の段階では、家庭裁判所の調査官につきまして、やめる方の人数は対した数字ではございせん。これによる充員の減耗と申しますか、そういうことは大してないと思ひます。

○高田なほ子君 これは、何かこれから計画を立てるというお話ですけれども、この最高裁の方では家庭裁判所というものを、何かまづ扱いしているのじゃないですか、非常に無関心じゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 決してまづ扱いということではございせん。ただ、何分にも家庭裁判所というのは新しい制度でございまして、どのくらいでも同じでございまして、四、五十年の歴史しか持っていないわけでございます。従いまして、家庭裁判所のあり方、その運営の仕方というものは、それぞれ各国におきましても今日なお研究され、工夫されている段階でございまして、今後どうあるべきかというところは、いろいろ研究調査しなければならぬ面が多いわけでございます。日本におきましても、実は、戦争前から家庭裁判所の構想はあつたわけでございますけれども、実際に誕生いたしましたのは終戦後になりました。昭和二十四年でございまして、そういった各国の情勢などを見ながら、研究を続けて、今後の家庭裁判所の発展に資したいと思ひのございす。

○高田なほ子君 ここでの御答弁は、まづ扱いになりますというところは、

もちろんおつしやれないと思ひのです。実際問題としては、新しい制度に對する実態調査なんというのは、もう少し的確に、そうしてまた手当てについてももう少し温情のある手当てといふのは、少々私は必要なのじゃないかと、思ひます。今般の調査官の二十人増は、まあまあできがよかったと思ひますけれども、ほんとうはこれは当初何人増を要求されたものでございまして、これは、連記があつて工合が悪かつたら、なくてもいいのですよ。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 予算の要求といたしましては、数十名、百名足らずだと思ひます。

○高田なほ子君 良心的な増員の要求があつたにかかわらず、大蔵省の方で大なたをふるつたものだろうと思ひますけれども、もう少し大蔵省に対して新しいこういう制度をよくわからせるような情熱を内藤さんに持つていただかなければならぬ。この二十人増も、これからだんだん年次のふやすような計画もお立てになつて、そうして要求の資料としてお出しになるのであれば、なかなかこれはかどらないのではないかと、思ひます。

それからも一つは、調査官の待遇の問題はまたあとで詳しく触れたいと思ひますけれども、この前の委員会だつたでしょうかね、前回ではございせんが、前に、調査官の問題について論議をこの委員会でしたことがあります。そのときに、教育界から転任した家裁の調査官が、教育界におつたときよりも給与の面でも低くなつてくるんじゃないかと、こういう質問を私したことがあるのです。そうしましたら、そのときの家庭局長の御答弁で

は、二十九年以後では別に教育界から転動した者でも給与は下がつておらないんだと、こういふふうにお答えになつておつたようでもあります。しかし、どうもいろいろ私も実地の方にし、尋ねをしてみたのでありますけれども、教育界、主として小学校、中学校から家裁の調査官に転動をしたために給与が下がつたといふのは、かなりあります。どの庁にも大体二人ぐらいいろんな下がつておる。しかも、その額が三千円から五千円下がつています。これは多分おたくの方に、各庁に対して、実態の調査をされたらどうと思ひますか、それに対する回答が来ているだろうと思ひます。

○高田なほ子君 家裁の調査官についての給与をお調べになつたことではないのですか。私の調べたところによると、何か給与について調査をなすつて、この調査について回答をした片が二十四庁、その二十四庁の中で三十八人のものが低くなつて、一庁当たり一・六人が給与が低くなつた者がおると、こういうふうな数字が出ております。この数字が出た根拠について、私つまびらかではありませんが、多分小中学校の平教諭は十二級まで進めることになつてゐるわけですから、家裁の調査官は首席以外は皆十級とまりだつたためじゃないですか。そうして今の主任調査官やその後首席調査官になつた者であつても、当時のそのようなハンディキャップのもとに現俸給が重ねられてきてゐる。だから、その俸給と教職の給与とを比較すると、ずつと下がつてゐるということになるのじゃないかという気がするんです。これは私も皆さんの方がその専門家なんですから、もつと的確

指摘下さいましたれば個別に検討してみますけれども、特に下げてつたという記憶はございせん。ただ、これは古いことではございせんけれども、家庭裁判所出発当時、各方面から相当の年配の方々を裁判所の家庭裁判所調査官に迎へ入れたわけでもございまして、その前後によりまして、最初の人の経験年数や年齢や学歴等と比較して、それよりこえるといつたようなものについて調整を加えたような例があるかも知れませんが、その辺のところはちよつと例をただいま思ひ起こしませんで、ただ可能性だけを申し上げる程度でございす。

○高田なほ子君 家裁の調査官についての給与をお調べになつたことではないのですか。私の調べたところによると、何か給与について調査をなすつて、この調査について回答をした片が二十四庁、その二十四庁の中で三十八人のものが低くなつて、一庁当たり一・六人が給与が低くなつた者がおると、こういうふうな数字が出ております。この数字が出た根拠について、私つまびらかではありませんが、多分小中学校の平教諭は十二級まで進めることになつてゐるわけですから、家裁の調査官は首席以外は皆十級とまりだつたためじゃないですか。そうして今の主任調査官やその後首席調査官になつた者であつても、当時のそのようなハンディキャップのもとに現俸給が重ねられてきてゐる。だから、その俸給と教職の給与とを比較すると、ずつと下がつてゐるということになるのじゃないかという気がするんです。これは私も皆さんの方がその専門家なんですから、もつと的確

は、二十九年以後では別に教育界から転動した者でも給与は下がつておらないんだと、こういふふうにお答えになつておつたようでもあります。しかし、どうもいろいろ私も実地の方にし、尋ねをしてみたのでありますけれども、教育界、主として小学校、中学校から家裁の調査官に転動をしたために給与が下がつたといふのは、かなりあります。どの庁にも大体二人ぐらいいろんな下がつておる。しかも、その額が三千円から五千円下がつています。これは多分おたくの方に、各庁に対して、実態の調査をされたらどうと思ひますか、それに対する回答が来ているだろうと思ひます。

○高田なほ子君 家裁の調査官についての給与をお調べになつたことではないのですか。私の調べたところによると、何か給与について調査をなすつて、この調査について回答をした片が二十四庁、その二十四庁の中で三十八人のものが低くなつて、一庁当たり一・六人が給与が低くなつた者がおると、こういうふうな数字が出ております。この数字が出た根拠について、私つまびらかではありませんが、多分小中学校の平教諭は十二級まで進めることになつてゐるわけですから、家裁の調査官は首席以外は皆十級とまりだつたためじゃないですか。そうして今の主任調査官やその後首席調査官になつた者であつても、当時のそのようなハンディキャップのもとに現俸給が重ねられてきてゐる。だから、その俸給と教職の給与とを比較すると、ずつと下がつてゐるということになるのじゃないかという気がするんです。これは私も皆さんの方がその専門家なんですから、もつと的確

な答弁をいただけたと思ひますが、いかがなものでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

ただいまお尋ねの点は、これはちよつと調査をよくいたしてみませんと、むしろ家庭裁判所の設立当初及びその近くに起こつた事件でないかと思ひますので、一応調査してみませんと、何とも申し上げられませんが。

○高田なほ子君 調査官というのは

でも大事な仕事だし、今当局もいろいろ調査官の制度の問題についても御研究であるように聞いているわけでありますから、調査官を将来増員するという事になつてきますと、大学卒業の心理学、社会学、教育学というものは、そのだけを専攻したのでは十分であると言ひ得ないわけですから、むしろ実地に教壇で子供を取り扱つて、しかも私は調査官になりたいと希望してなるような人は、大いにこれは現場の給与よりは下がらないような条件で採用してこそ、初めて私は調査官としての使命というものが完全に果たされるだろうと思ひますから、この点は一つ十分に調査をしていただきたい。ところが、当局の方では、号俸調整のときの八割増額するのには賛成が不賛成か、なんといううようなことだけは、調査官にもイエス、ノーの返事を署名さしたり、何かそういうことにだけ熱心におやりになるというのとは、どうも私ますいと思ひます。そんなことはいから、もう少し給与の面についてそういう不平等があるならばそれを正して、計画を立てていく、こういうような心がまえが必要じゃないかというように私は考えられます。多分私の考えと一緒に、考える

とおっしゃるだろうと思ひから、答弁は要りません。

○高田なほ子君 次にお尋ねしたいことは、「裁判官以外の裁判所職員(定員及び現在員)」

の表をちよつと見たいと思ひます。お手元におありだろと思ひますけれども、たとえば事務官は欠員三百一十一名といふところに(付)三百一十一名と、ある。それから事務官といふのは三百一十四名と、ある。これは、これは私にはわからないわけですか。欠員(付)三百一十一名といふのはどういふわけですか。何でもない三百一十四といふのはこれは何かといふこと。この表の説明を一べんして下さい。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

このプラス三百一十一名といふのは、これは過員といふことではないです。それから何も書いてない三百一十四名といふのはこれは欠員といふことではないです。このことは、結局事務官の方から事務官に上げましたために、そういう定数からいいますといふと過員の状況になつていゝといふことを現わしておるわけであります。

○高田なほ子君 そすると、実際に

は今事務官の数は三百一十四名欠員になつてゐるんだといふように読んでいいわけですか。

○最高裁判所長官代理者(守田直君)

事務官としては三百一十四名でございますが、事務官に三百一十一名過員になつておられますので、これを合せて考えますと、欠員は三名といふことになるわけであります。

○高田なほ子君 どうもこういうこと

はさつぱりわけがわかりません。それで、これはどういふふうになつてゐるのですか。今家庭裁判所のところを

ずつとやつておられますけれども、行政職(一)の七十一名の欠員といふのは、今度定員でもつてどういふふうになるのか。それから行政職(二)の欠員がこれはどうなつてゐますか。プラス六十九名になつておられますが、これはどうなるのか。それから医療職(一)、(二)をまぜて十九名の欠員、これは家庭裁判所の場合ですが、これはどういふふうになるのか。具体的に正されるのですか。幸ひこの表をいただいておりますから、是正される数字をわかるように言つて下さい。数字だけではちよつとわかり切らぬわけですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

家庭裁判所関係で申しますと、ただいま御指摘のよう行政職(一)の方は七十一名の欠員になつておられます。行政職(二)の方は六十九名のこれは過員になつてゐるわけでございます。これは結局行政職(一)の方の欠員の予算を行政職(二)の方の過員で使つてゐるわけでございます。行政職(二)の方が増加いたしましたのは、用人関係の定員が足りないためにこういうことになるわけでございます。その原因をいたしましては、たとえば新庁舎ができました場合に、それに伴ひまして用人の増員が必要であつたり、あるいは自動車が増加のために自動車の運転手が必要であつたり、そういったようなことからふえて参るわけでございます。こういった状況にあるわけでございます。今回の定員法の改正におきましては、用人の増員六十三名をお願いしてゐるわけでございます。

○高田なほ子君 ちよつとタイプスト

という欄のところを見て下さい。タイプストの欄のところを家庭裁判所のところと定員が二百三十四名ですね。そ

れから現在員が二百二十二名ですね。欠員が十二名ですね。そして改正後の定員といふのが二百三十四名になつてゐます。これは改正前と改正後の定員は同じなわけですね。この十二名を今度どうするといふのですか。この十二名の欠員を實際に補充しなければ改正後の定員にならないでしよう。實際的にどうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

これは家庭裁判所のタイプストの分につきましては、定員の改正がないわけでございます。従来通り二百三十四名のままでございまして、ただ欠員が十二名あると申しますのは、ここにございまして、昭和三十五年一月一日現在において十二名の欠員があるという意味でございます。これはその必要に応じ補充されるのでございまして。

○高田なほ子君 今度これは補充され

ることになつて、予算もちゃんと組まれてゐるわけですか。補充されるのですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

ただ定員において変わりがございせんので、充員し得る予算があるわけでございます。

○高田なほ子君 そすると、今まで

せつかく定員がこれだけありながら、十二名の欠員があつたのか。この非常に事務の停滞がいつてゐるものには、タイプストの仕事といふものは、ずいぶん大へんだらうですね、オーパー・ワークになつてゐるわけですね、どうしてこの十二名が補充されなかつたのか。このままになつておつたのですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

やはり一つはほかの関係でそのタイプストの方の予算を使わなければなら

ないようなこともあるわけでございます。こういうタイプスト、あるいは用人になりまして、その庁その庁の事情に應じまして必要な分の人員を置いていくわけでございます。そういう場合に、ある程度やむを得ない、そういう他の方へ流用しなければならぬ場合もあるわけでございます。さらに欠員でございますが、これは人事の都合で、ある時期にある数の欠員があるといふことは、これはどの庁にもあることでございます。この十二と申しますのは、昭和三十五年一月一日現在でたまたまこういう欠員があつたといふことでございます。

○高田なほ子君 裁判所はいろいろな

場合に、旅費なんか少なくて、實際問題としてその少ない旅費をカバーするのために、予算定員として組まれたその予算の中から、今仰せのごとくに流用されたりして、そのためにこのタイプストのようなものが数が少なくなつていくような事情にあるといふことは、非常に私は遺憾だと思ひます。私はこのタイプストの一、二の方に会つて事情を聞いてみますと、非常にオーパー・ワークだといふのです。それで、結核の検査ももちろんされるようでありまして、そういうようなこと、率もかなり高いのだといふようなことも聞いているのであります。この二百三十四名という定員は最低の定員でありますから、これをほかの方の予算が足りないからという理由で流用しながらこの十二名の欠員を置くといふこととて、加えるのでしうけれども、やはりこの定員は定員として確保していただくように……。幾ら定員法だけ改正しましても、實際の運用がこういう

ことであつては何にもならないのじやないかという気がするわけですが、タイピストの例についてだけお尋ねしますけれども、ことはこの二百三十四名を、完壁に二百三十四名補充されるという確信をお持ちになつていらつしやるわけですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 今回の定員法の改正によりまして、行政職(四)の用人の定員が六十三名増員を、もししていただくことになりまして、タイピストに及びまして、タイピストの充員は可能になると思ひます。

○赤松常子君 ちよつと関連して。この提案理由の説明書の二ページにございますね、最初から三行目に、「裁判官の負担が過重となつてゐる地方裁判所における訴訟の適正迅速な処理を図るとともに、」というわけで「五十人増加」といふことが理由になつてゐるようですが、これではあるのでございませうが、それではあれでしようか、簡易裁判所の事務量というものは、三十人も減らしてよろしいのでしようか。私も簡裁の方でも非常に事務がふえてゐる、こういうふうに聞いておりますのですが、ここだけにこれだけふやすというその理由……

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 御指摘のように、簡易裁判所の方も事務量がやはり増加する傾向でございませうけれども、しかし実際の事務の負担を申しますと、地方裁判所と簡易裁判所と比べました場合には、地方裁判所の方がはるかに事務負担が多いのが現状でございませう。たとえば一件当たりの審理期間などを見ますと、これは既済事件について調べますと民事に

ついて申しますれば、地方裁判所が十一・八カ月平均かかるものが簡易裁判所は四カ月で済む。あるいは刑事では地方裁判所が五・二カ月かかるものが簡易裁判所は二・三カ月、約半分以下の審理期間で簡易裁判所は片づいておるのであります。こういうことは、やはり事務の一人当たりの割合から申します実情は、地裁の方がはるかに重たいという実情がわかるわけでありませう。

○赤松常子君 ところが、この定員の現在の資料を拝見いたしますと、簡易裁判所の判事の欠員は四十四と出ておりますが、これはどうなつておるのございませうか。事務量がふえてゐるから欠員というものがあつてゐるのございませうか。その関係いかがなものでございませうか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) これは実は事務量が簡易裁判所にもふえておりますので、できれば欠員なしに充員したいところではございませうけれども、実情は、簡易裁判所判事になる人がいないために、こういう欠員を生じてゐるわけではございませう。

○赤松常子君 それじゃここに非常に仕事が増してゐる現状でございませう。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 実際問題としては、ただいま申し上げましたように、地方裁判所に比べれば審理期間も半分以下で済んでおりますので、どちらかといへば、やはり今これでもなお地方裁判所の方が停滯の率が多いわけでありませう。

○赤松常子君 私この数字上から見ますと、非常にここに割り切れない矛盾を感じるのでございませうが、かりに提案理由の説明の通りといたしまして

も、地方裁判所と簡易裁判所の事件負担の均衡というものが、そうスムーズにできるものでございませうか。どうも私もしろうとでその辺わかりませうのですが……

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 今の地方裁判所と簡易裁判所の事件の実質的な負担量から申しますと、簡易裁判所判事欠員四十四名かかえておりましたが、なお地方裁判所の方が負担が大きいわけではございませう。そこで、今度簡易裁判所判事の定員七百三十名を、先ほど申しましたように三十名判事の方に組みかえをするわけにございませう。それでもなお簡易裁判所の方が負担としては軽いということになるわけではございませう。

○赤松常子君 それでは簡易裁判所の判事さんが、今度は地方裁判所の方に実質的に横すべりに行らして、そうして助けていけると、こういうわけではございませうか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 今の三十名は定員の上だけのことでございませうので、すぐに簡易裁判所判事が三十人そのまま地方裁判所にかわるといふわけではございませう。しかし、現在簡易裁判所判事をやっております者の中に、地方裁判所で判事補としてあるいは判事として勤務する資格を持つてゐる者がございませうから、仕事の上では、そういう運用がある程度なされると思ひます。

○赤松常子君 それじゃ三十人減少しまして七百八十人となりますと、欠員が四十四名も実際出ることになりますと、そこに事務の処理はどうなるのでございませうか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 欠員が四十四名、これはことしの一月一日現在でございませうが、一月一日現在の四十四名の欠員をとりまして、それから三十名減員になりますと、それは、欠員が十四名に減るということにございませう。欠員の四十四名から三十名削つてなしますから、今度は欠員が十四名になる。

○赤松常子君 ええ、ここを一応入つたとしてですね。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) その欠員を含む七百三十名から四十名を引きますから、欠員が今度は四十名が十四名になるわけではございませう。

○赤松常子君 それで頭数はまあ合いますけれども、実際の仕事量はどうか、最末端の事務の処理がどうなるかという心配です。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 実際にこれだけの欠員をかかえておられますというところは、それだけの簡易裁判所判事がいないわけではございませう。従つて、三十名が減りながら、欠員の四十四が十四になるということはございませうけれども、実際にその簡易裁判所の判事の減員というところは、ないわけではございませう。今簡易裁判所判事六百八十六名は減ることはないわけではございませう。

○赤松常子君 それでは、これは最初から頭数でどうということではなく、ほんとに事務量が考えなければいけないという実際の問題になるわけではございませうか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 根本には確かに事務量の問題があるわけではございませうが、事務量から申しますと、先ほど申し上げましたよう

に、地方裁判所の方が実質的には簡易裁判所より負担が多いということが申せませう。同時に、簡易裁判所判事には現在四十名余りの欠員がございませうので、そのうちから三十名は削りまして、簡易裁判所の仕事の実際には影響はない、まあこういう二つのことから、三十名の減員をいたしておるわけにございませう。

○高田なほ子君 ちよつと関連して下さい。

簡易裁判所は地裁に比べて事務量が多いからという説明をされておるわけですが、ここにいただいた地裁と簡易裁判所の事務量の比較、特にこの判事の数字をちよつと見ていただきたいのです。「訴訟事件」と、それから「その他」、「合計」、地裁の方は三十七万五千三百四十八件、それから簡易裁判所の方は総計二百三十三万五千七百三十件というふうに、件数からいいますと、はるかに簡易裁判所の方の事務量が多い。内容はどうか知りませんが、事務量が多い。しかしあなたが今説明された、簡易裁判所の方の事務量は地方裁判所に比べて非常に少ないから、それでいいのだと、赤松委員にそういう答弁をされてゐるのですが、数字はそうならない。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) いや、その点について数字上の御説明を若干申し上げませう。

結局、事務の負担量は裁判官一人当たりの負担件数によつて見るわけにございませうが、その負担件数は確かにただいまおつしやいましたように、簡易裁判所の方が数としては多くなつております。たとえば地方裁判所の民事が一人平均、これは昭和三十三年の審理事件

でございますが、地方裁判所の民事が九十四件、簡易裁判所は民事が百三十三件、刑事は地方裁判所が九十七件、簡易裁判所は百二件というふうに多いのでございまして、しかし、さらにこの訴訟事件の開廷の回数を見てみますと、平均開廷回数ははるかに地方裁判所の方が多くございまして、民事につきまして申し上げますと、地方裁判所が三・八回開いておりまして、簡易裁判所は一・八回でございまして、それから刑事につきましては、地方裁判所が四・六回、簡易裁判所は二・六回というふうに、開廷回数が非常に違っております。またさらに証人の数を調べても、地方裁判所の方が簡易裁判所に比べておると、約平均三倍の証人の数を調べておるわけでございまして、そこで、先ほど申し上げましたように、その結果は審理期間に現われるわけでございまして、審理期間が地方裁判所は簡易裁判所の倍以上を必要としているような実情でございまして、こういうことから、実際に簡易裁判所よりも地方裁判所の方が事件の負担が多く、停滞しがちであるというふうになるわけでござい

す。

○高田なほ子君 一応そういうふうに御説明にはなりますが、この家庭裁判所の開廷回数が少いというのは、開廷できない条件にあるんじゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 簡易裁判所でございまして、開廷回数と申しますのは一件平均の開廷回数を計算したわけでございまして、裁判所の日の開廷回数じゃなくて、一件の済みました事件の開廷回数を調べてみますと、平均がたまたま申し上げましたように、地方裁判所の半分ぐらいで

済んでいるというわけでございまして。

○高田なほ子君 そうしますと、そういう理由を今度はこの第五表に関連して伺っていかねばならないんです。これは昭和三十三年、三十三年の第一審訴訟の既済事件の平均審理期間、こう書いてあるわけですが、これを拝見してみますと、大阪は非常に成績がいいんですね。昭和三十三年度だけ見てみても、刑事事件は大阪、それから神戸、名古屋、こういう所は平均審理期間よりはるかに期間を狭めてやっています。それから民事の方も、神戸あたりは平均よりはるかに期間が狭まっています。これはどういうわけでございまして、これができ

るのかというところが一つ、それから今度の増員された三十名を配置する場合には、こういうような配置の条件というものは、この数字を基礎にして配置されるようになるものかどうかです。ね。どうしてこういふことができて

るんでしょう。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 審理期間がそれぞれの地方によりまして違いますが、これはいろいろのことから起ると存じます。私どもの方といたしましては、定員を配置いたします場合に、過去二年間の事件の受付の数、それを基準にいたしまして定員を配置いたします。従いまして、定員はまず事件数に応じて配置されていくものというふうに考えるわけでございまして、しかし事件数と申しましても、その地方々々によりまして、ある場合には複雑な事件が多いこともございまして、いろいろな事情から審理期間というものにこういう差異が出るものと存じます。で、今度の判事

の増員は、地方裁判所の合議体を多くしたいということ、すなわち一審強化のための増員を主としておりますので、配置の方針といたしましては、大

体大都市の地方裁判所に増員分の定員を配置いたしまして、そうして合議体の増強ということに力を入れたというふう

に考えております。

○千葉信君 最初法務省の津田さんの方に伺いたいと思っております。

最近になりましてから、やうと衆議院の方へ一般職の職員の定員法の改正案が政府から提案されたことは、あなたも御承知のことと思ひます。なぜこんな今回定員法の改正案がおくれたという理由は、昭和二十四年の定員法制定以来、定員法の問題として主たる問題が定員外の職員——非常勤職員とか、あるいは常勤労働者等の定員内繰り入れをどうするかという問題が問題の中心点であった。その問題を所管しておる行政管理局の方でも、この定員外の問題をかかえて、定員法はその法律自体が無意味だという見解に立つて、そうして、いつそ今度、昭和三十五年度から定員法を全部撤廃しようという方針が非常に真剣に考えられた。ところが、裁判所の職員の場合の定員法の関係も、過去二回の裁判所職員定員法の改正にあたっては、政府の方から提案される場合にも、それから本会議の席上で法務委員長が議院に報告する場合にも、今回の定員法の改正は、一般職の職員の定員法の改正に右ならぬをいって、非常勤職員の問題をどうするかというところに今回の定員法の改正の主眼があったということをはっきり表明されております。これは法務省としても御承知のはずで

ところが、今度の場合だけに限って、最高裁の方でたとえどういふふうに考えたにしても、午前中の質疑にもありましたように、この最高裁の定員法自体の問題については、最終的には閣議の決定事項であるはずで、従って、法務省自体もこの問題については責任があるはずで、一体法務省自体は、どうして一般職の職員の場合のそういう定員法の動向に無関係に、今回この裁判所職員の定員法だけを先行して出されたのか、その理由をまず承りたいと思ひます。

○政府委員(津田実君) 前回までの定員法の経緯につきましては、ただいま仰せの通りと承知いたしております。で、今回につきましても、政府部内におきまして、一般職についての定員の問題につきまして御指摘のような定員法をやめるべきかどうかというようなことを議論されたことも承知いたしております。その問題に関連いたしまして、裁判所の定員について定員法をやるかどうかという問題も同じくあるわけでございまして、しかしながら、政府部内におきましては、少なくともた

だいまのところは、すでに前年を踏襲された方法によつて行なう、すなわち予算との関連において政府において認めましたところの定員増を、一般職についても定員数に加えて提案をするという態度がきまつたわけでありまして、その態度によりまして、法務省といたしましては、裁判所の定員について、大蔵省との関係におきまして予算上の定員としてきまつた数を連絡を受けて、立案、提案した、こういう次第になつております。

○千葉信君 今の答弁、どうも私の質問をはっきり了解していないか、あるいは勘違いしておるための答弁のようですが、私のお尋ねしておるのは、何と云つても定員法の問題のうち一番大きな問題は、そして多年の懸案というのは、非常勤の問題に関する定員法の問題が最大の問題である。従つてその問題は、最高裁でも同時にそのことは変わりなかつたはずだ。これが確認された。そうだとすれば、今度の三十五年度の定員法改正の問題については、政府の方では定員法そのものが無意味だから、いっそその定員法のワ

クを取つ払つてしまふ、昭和二十四年のあの不当な首切り以前の——定員法そのものはマッカラーサーの指令による措置ですから、その首切りをやつた定員法以前の状態に返してしまふというのが政府部内の非常に強い意見なんです。いいですか。そのことのために一般職の場合の定員法の提案が今回はずつとおくられて、三月の下旬になつてやつと出た。それにもかかわらず、同じ政府の法務省がそういう問題を横目で見ながら、なぜ最高裁の定員法だけを先行して出したか。不用意じゃないか。もしも政府の方針が、その意見の通り、定員法は本来無意味だという踏み切った見解に立つて、定員法廃止ということに踏み切つたならば、最高裁の關係は、少なくとも取り残されてしまふという状態が今回起こつたに違ひない。一体、なぜそういうふうに法務省としては最高裁のこの問題を踏み切つて、はつきり言つて、不用意にも定員法をなぜ出したのか、その理由もいかにいうのが私の質問なんです。

○政府委員(津田実君) 一般職につきましての定員法の問題につきましては、

いろいろ政府部内で論議があつたことは事実であります。しかしながら、政府の方針が、今回は前年の形を踏襲していくという方針がきまりましたことを承知して、裁判所の関係においても立案をしたわけでございます。その点につきましては、その方針をまた将来改めるといふことになれば、これは別問題であります。ただいまのところは、改めるといふふうに私も承知いたしておりますので、この法案は、ことに予算に関する法案はなるべく早く提案すべきものであるという趣旨におきまして、提案いたしました次第でございます。

○千葉信君 これは津田さん水掛論じゃないのですよ。水掛論であるところか、政府の方で定員法改正に踏み切った閣議の決定というのはいつですか、三月の下旬じゃありませんか。それまではいろいろな論議があつて、定員法をどうするかというところについて方針がきまらなかった。そのきまらな段階に、一体、法務省としてはなぜ先行してききにこの定員法を出すようにしたか、その点を聞きたい。

○政府委員(津田実君) 閣議におきまして最終決定をいたしましたのは、私はつまびらかにいたしておりませんが、あるいはそういう日時になっておるかと思ひます。しかしながら、問題はたくさんあつたわけでありまして、その点、裁判所職員定員法に關連を持つ問題点としては解決していると承知いたしているのです、私どもはこの立案をいたしたわけでありまして。

○千葉信君 てんで答弁になつていないね。あなたは法務省のこの問題を担当している一人でしょう。この問題を

担当している人が、政府部内で相当定員法の改正の問題については論議があつて、主官庁たる行政管理局は、最後まで行政管理局としては定員法は今回廃棄するという態度をもつて進んだ。そのために、閣議の決定が最終的には三月の下旬まで延びちゃつたわけだ。政府の方としてそういう一般職の職員定員法の關係を論議している最中に、従来最高裁において定員法を出すにあつても、いつでもこれは一般職の職員の定員法の改正へ右へならいでございましてとこいつて、従来最高裁の方から定員法の改正が提案されている。これは否定できない、はつきり速記録に載つていふのだから。委員長報告でも本会議の席上でそのことをはつきり言つておる。今回のあなたの方の提案理由の説明には、その言葉はない。これはあなたたちの巧妙な政治的な判断でその言葉は今回はない。しかし、従来はそういう右へならえをしてきた定員法の改正を、今回だけそういふように法務省なり、最高裁なりが先行したということ、どこに理由があつたのか。なぜそういう理由に軽率なる行動をとつたか。場合によれば、定員法は今回の国会で廃止する法律案が出たかもしれない段階だった。あなたの方としては、それは法律の提案のやり方としては軽率しごくじゃないかというのが僕の質問なんです。軽率ではありまじやないなら軽率ではないかといふこと、理由をあなたは述べを願ひたい。

○政府委員(津田実君) 裁判所の定員法が一般職に右へならえするといふ問題は、事、非常勤職員に關しての問題だと思つております。非常勤職員に關

していかなる態度をとるかという問題は、これは国家公務員を通じての問題であるといふ意味におきまして、従来通り右へならえをしておつたといふこととあります。しかしながら、ここに認められております特殊の調査官でありますとか、裁判官、これはまた問題は別で、一般職がふやすがゆゑにこういうものをふやすのではございませぬ。そこで、今の非常勤職員の問題をいかに扱うべきかという問題につきましては、すでに政府部内でその当時の方針がきまつたものだから、それに基ついて、それを考慮内に置いてこれを提案したというのが、その当時の事情です。その後事情が變つたといふことがありますが、これはまた別問題であります。

○千葉信君 問題がちょっと微妙になつてしまつたけれども、あなたは、今定員外の臨時職員の問題については、当時政府部内で定員法改正の方針がきまつていたから、それで法務省の方でも最高裁の方を出したのだ、こういうふうに言われた。あなたは、政府の部内で定員法改正の方針がきまつていたといふことを何で確認されたのか。何でああなたは確かめられたのですか。担当大臣がはつきり言つていふのですよ、そのことは。何でああなたは確認されたか。

○政府委員(津田実君) それは、官庁相互の相互連絡によつて了知したといふことになるわけでありまして。

○千葉信君 官庁相互の連絡して、何です。次官会議ですか。それとも局長連中の連絡ですか。少なくとも行政の発動といふ問題については、閣議の決定がなければ決定にならない。これ

は内閣法の明示するところです。その行政権の行使にあたつて、基本的に決定する閣議の決定以前に、あなたは、どこで一体確認されたのですか。次官会議ですか。そんなものは決定じゃありませんよ。

○政府委員(津田実君) 裁判所職員定員法の提出につきましても、閣議の決定を経ておりますから、すでにそのことについては閣議は了承した。次官会議においても了承されていることはあたりまえでございます。同時に、事務連絡によりまして、相互に了承していることも事実でございます。

○千葉信君 どの法律案を出す場合でも閣議で決定することは、これは平供でも知つていふことです。従つて、最高裁の定員法の改正案を国会に出すにあつては、閣議で決定がなされることは当然です。ただしその基本になるのは、最高裁がまずきめる。午前中にも質疑があつたように、それからあなたの方の法律的な手続を講ずる。それから法務省の手を経て、初めに閣議で決定する。そういう経過になるのだから、従つて法務省としてあるいは担当者であるあなたとして、政府部内ではつきりそういう方針——一般職の方の關係の定員法の改正の方針——がきまつたといふ確認は、どこでしたか。その点を聞いています。結果として聞いていふのじゃないのです。

○政府委員(津田実君) この定員法を提出いたしますにつきましては、予算担当官である大藏省の方と連絡もいたして、それから行政管理局に、一般職についての方針も聞いております。それによりまして、事務当局間の連絡済

みで、次官會議に提出し、閣議で決定されるわけでありまして。それ以外には方法はないといふふうに言わざるを得ません。

○千葉信君 あまり深追いはいらないけれども、それじゃ逆に聞かなくては、あなたは、一体なぜ今回の一般職の定員法の改正案が国会に提出されることとがあなたにおくれたか、御存じですか。

○政府委員(津田実君) おくれた理由を詳細には存じておりません。しかしながら、大かたの議論は、大体連絡を受けて承知しているわけでありまして。次官會議にも議論が出たことは承知しております。

○千葉信君 今の質疑応答で明らかになつたことは、最高裁のこの定員法の關係については、もちろん閣議決定といふことはあつたけれども、最高裁の定員法の改正案の提案以後、なお政府の方としては一般職の職員の場合の定員法改正について、まだ方針がきまらず、三月の末までもみにもんでいた、少なくとも主管官庁たる行政管理局を中心にして、定員法廃止といふ問題で、かなり真剣に問題が考究された、これはあなたが答弁で何とかかそうとしても、この事實は隠せないのです。従つて、そういう情勢の中で、裁判所の職員定員法だけが先行するといふ形がとられたことは、私はきわめて軽率だといふふうに考える。特に従来のように、定員法自体の最大の問題といふのは、何といつても定員外の臨時職員をどうするかという、その点に定員法の問題があるのだから、従つて、少なくとも最高裁の定員法を出すといふ態度に踏み切る場合には、そういう

一般的な政府の方針などというものは十分——最高裁でもそうだし、最高裁は独立機関だというならば、その際は法務省がその問題に対して慎重な態度をとるべきだと思ひます。それが軽率に出されたから、今質問されてもまことに前後矛盾した答弁をせられるのです。知つていた知つていたと言つて、政府の方でもきまつていないことを、あなたの方では知つていた知つていたと言つて、最後には最高裁の職員定員法が閣議を通つたのだから、政府の方の方針が正式にきまつたじゃないかという、そういう言い方は、これはまさに盗人たけだけしい答弁だと思ひます。そういう逆の論法は、これは国会ではあまり通らぬ答弁だ、何といつてもそのあなたの方で出した出し方というものは、政府の方針がきまつる前に出したことは明らかでしょう。事実がそれを証明する。今回は、まああなたの方にとっては、幸いにも最後に政府の方では定員法改正案に踏み切つたから救われたけれども、もしこれが逆の場合だつたらどうなるかというのを、やはりあなたの方行政担当者としては、十分考へておく必要がある。まあしかし問題自体はそんなに大きな問題じゃないから、私は別な問題の方に入つていくつもりです。しかし、あなたにもこれから出てくる問題に関連しては御答弁を願ふなければならぬと思ひます。この問題は一通これくらいにして、先に進みます。

私は単刀直入に最高裁の定員の問題に入つて、最高裁当局に質問いたします。これは法務省も関係のあることですが、資料として出されている裁判官以外の裁判所職員の定員及び現在員という表を見ますと、なるほどこの法律によれば、この欄のうちの法律上の定員数というものは、最後の合計欄の右から四番目の合計欄、一万九千九百三十四人という定員、それに対して現在員は一万九千八百三十九人だから、従つて欠員は九十五人ある。これは法律上は私はこの点に大した問題はないと思ひます。しかし最高裁として規則が何かで、行政職の(一)あるいは行政職の(二)は幾らとか、ないしはその職種について定員の数というものは、規則が何かで最高裁としてきめていられるのでしょうか、どうですか、これは。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 定員は、ただいまの定員法に、ただいま御指摘の数字と予算上の数があるだけでございませう。最高裁判所といつたしましては、あとは配置定員の規定を作りまして、各庁に定員を配置しているわけでございませう。

○千葉信君 そうだろうと思つたのですが、そこで、少なくとも予算上はとにかくとして、これは予算上の問題の論議に入つてきまふと複雑になりますから、私は単純にその規則なら規則によつてこの職種の定員がきまつていて、こういうことを前提としてお伺ひしたいと思ひます。その場合に、さつきもちよつと問題になりましたけれども、たとえば事務官の場合に四千二百七十七人の定員に対して一千八百七十三人の過員がある。ほとんど五割に近い過員ですね、こういう過員の諸君は、今の御答弁から推しても、予算上の措置はとられていない、予算上の措置はとられていない、そして六千五百五十人という現在員がいるのかもしれない。

い。しかしこれらの諸君は、はつきりとその定員内の職員という格好で措置され、同時にその待遇等においても他の同じ職種の事務官と同一の待遇を得ているかどうかというこの点、この点は、たとえば行政職(一)の用人の場合にも同じですが、これはどうなつておりますか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 御指摘の事務官の過員一千八百七十三名は、これは先ほど申し上げましたように、事務官の欠員一千八百三十一名と見合ふわけでございませう。こういうことが起こりますのは、事務官として採用されたが、相当の勤務期間を経まして、また勤務の能力を備へまして、当然事務官に昇任しなければならぬというところになるわけでございませう。そこで、そういう雇を事務官に昇任いたします結果、こういった事務官の定員超過になるわけでございませう。事務官は事務官の補助として採用されるわけでございませうけれども、ただいま申し上げましたような資格を得ますれば、やはり事務官に昇任せざるを得ないのでございませう。そのためにそういう欠員の欠員に見合ふ分だけ事務官の予算人員を超過するわけでございませう。これは予算の実行上は何ら問題はございませう、また事務官となりましての給与の上でも別に大した差はないと考へております。

○千葉信君 そうすると、たとへ定員以上に過員があつても、その過員に対しては、正規の定員内の職員と同等の待遇が保障されているということであれば、私はこれはあまり問題にするつもりはありません。ただし、この問題に関連して承りたいことは、こ

ういう過員という格好で採用されている職員が多数存在するということが、ややもすれば待遇上の問題を生じやすい。そういう見地からすれば、おそろしくこれは最高裁独自の立場なり、ないしはまた委任された法令等によつてこの職種の定員数をきめていられるはずでありますから、そうだとすれば、私はこういう過員の存在する職種については、それらの現在員に應ずる定員の改正措置を最高裁としては当然講ずべきだ、それが親切な人事管理じゃないかと思ひますが、最高裁としては、これをどう処理されるおつもりですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) まことにごもっともな御意見でございます。実質上はこれに別に差しつかえないといつたしまして、ただいま御指摘のように、予算上の措置あるいは定員配置の規定におきまして必要な措置をとらなければならぬという点、最高裁判所当局といたしましては、できるだけこういった問題の解決に努力をいたしておるわけでございまして、近い将来において解決いたしたいと思つております。

○千葉信君 この前二回の裁判所職員定員法の改正に際して、先ほどお話し申し上げたように、裁判所職員の定員法の関係においても非常勤の問題が相当大きな重点的な問題だつた。ところが、今度私どもの手元にいただいてる資料によりますと、欠員があることすれ、過員なんかない。一万九千九百三十四人の定員に対してむしろ欠員が九十五人ある。今までの定員法上の問題としての臨時職員とか非常勤職員の問題は、今回は最高裁には全然なかつたという、こういう資料でござい

ますが、私の聞いているところによりますと、ここには現在員が二万七十七人ということになっております、これで実際には九十五人の欠員が存在するということに資料ではなつておりますが、しかしこの最高裁の共済の資料によりますと、おたくの関係の人員というものは二万二千四百四十人という資料が一方にあり、そしてしかも現実には今地方の裁判所を含まないひざ元の最高裁で百三十九人の問題になる定員外の非常勤職員がいるという事実がある。これは資料には全然書いてない。最高裁だけでそういうことになると、他の裁判所の場合の問題も調べ直してみないとこれは国会で審議できない。そういう、極端な言葉を使えば、インチキな資料が出てくるようでは、正確なこの問題のとりえ方は不可能になる。最高裁で今百三十九人以上の非常勤職員がこの現在員以外に存在する、この点はどうですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 裁判所におきましては、いわゆる特殊非常勤職員というのが、本年の二月十五日現在で百二十二人おります。そのほかに、ただいま御指摘のように、臨時の職員がいるわけでございませう、これは臨時の仕事がある場合に臨時に採用するわけでございまして、これは全くそのときそのときの臨機に採用していくわけでございまして、予算の許す範囲内におきまして裁判所としては臨時の職員を採用しているわけであります。

○千葉信君 何人おりますか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) ちよつと今現在員をはつきり調べておりませんが……

○千葉信君 概数でけっこうです。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 臨時職員といいたしましては、二月十五日現在で百五十人おります。

○千葉信君 そうすると、これはやはり資料と違つて、私の方の調べたことが事実に近い——事実なんです。次長は臨時だといふ答弁をされてる。臨時に仕事がある場合に雇うのだといふ答弁をされた。あなたは従来の定員法の関係でいろいろ国会で論議があったことを御存じかどうか知りませんか。でも、これは速記録をどうにもならなかったかどうか知りませんが、定員法にからまることで一番大きな問題は、今あなたがこれは臨時だから大したことがないと言つて答弁をされてるその臨時職の問題が、定員法が一番大きな問題だ、臨時だからということ、たとえば国家公務員法に基づく臨時職の職員、あるいは定員法上二カ月ごとに雇用を更新すれば、これは定員法上の定員以外の臨時職という格好に認めてきた臨時職そのものに問題がある。その点がはつきり出てくると、一番定員法の中で問題になるその問題について、今回最高裁から出てきた資料は、少なくとも国会を軽視したか、ないしはその問題を故意に隠蔽したか、いずれかだといつて非難されても私は仕方がないと思う。この問題は最高裁だけであつて、政府の各行政機関にもしつちゅうり起つてゐることです。しかも一日ごとに更新するとか、二カ月ごとに更新するとか、あるいは六カ月ごとに更新するといふ定員法上あるいは国家公務員法上の臨時職の採用というやり方を利用して、そうして臨時職の職員だといつて定員外の職員を多数

使つてゐる、おまけにその待遇は非常に劣悪だといふために定員法上この問題が起つてきた。それを今あなた方はここで結果として私にすつぱ抜かれた格好になつたが、数字をあげられてからあなたの方は、これは臨時職でございましてと言つて、昔政府がしつちゅうり逃げたように簡単に逃げようとしたが、それは問屋がおろさない、その百五十人おられるという臨時職に対する最高裁の今後の方針、どうするつもりか。この定員法にとつては大きな問題でありますから、そのつもりでお答へ願ひます。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 裁判所といたしましては、常時仕事のあるものにつきましては、それを定員化して参るといふ方針で参つてゐるわけでございます。しかし、なおやはり臨時の仕事は残るわけでございます。そして、そういう意味におきまして臨時職員も採用いたしております。

現在、裁判所の実情を申し上げますと、臨時職員はたとへば非常に膨大な破産事件などが地方裁判所で係属いたしますが、債権者の数が非常に膨大な数に上るわけでございます。そして、そういう事件の、たとえば相談所などを作ります場合の仕事であるとか、そういう臨時の非常に大きな事件が係属する場合に臨時職員が要るわけでございます。あるいはまた女子職員が産前産後の休暇を取るという場合も臨時職員を必要とするわけでございます。あるいはまた、一時的に記録の廃棄という仕事を裁判所にございまして、膨大な記録を廃棄しなければならぬ。そういう機会にやはり臨時職員の手によつて処理するわけでございます。そ

ういつたやほりどうしても臨時の仕事は裁判所にあるわけでございます。そのための臨時職員といふものはやはり必要であるといふように考えるわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、裁判所の仕事の中で常時の仕事はやはりこれはふえて参ります。で、その増加に応じて定員を増加して参りたいといふふうに考へてゐるわけでございます。今後その方針で参るつもりでございます。

○千葉信君 どうも御答弁がすつきりせぬのですけれども、まあたとへば記録の關係云々といふことがありました。その記録がどういふもので、そういうものが出てくるのかどうかといふことは、私の方でわからないから、その点ではかりに触れないとしても、たとえば産前産後の關係のその臨時職員といふ問題一つを考へてみましょうか。産前産後といふ現象は、女子の、しかも若い年令層の婦人労働者のいる場合、事務員のいる場合、その現象は私は臨時に起こるものじゃないと思ふ。ほとんどの一定数の職員がおれば、恒常的にそういうものは起こると判断しなければならぬ。そうなければ、その代替用員なるものは、なるほど一見臨時のよる印象を与えるかもしれないけれども、実際上それはそれは臨時とはいへない、絶えず起る問題だ。そうなければ、臨時で雇つたものをまた継続して使役するといふ状態は必ず出てくる。これはあなたの方だけじゃないのです。そういう状態が、問題を産前産後といふ問題に止つた場合でも、政府の行政機関の中でもしつちゅうり起こ

る。そのために定員法の問題が、臨時職員をどう処理するかといふことをめぐつて、絶えず国会の中で問題が起きている。ですから、あなたの今言われた限りでは、これを定員法上の職員といふ格好で定員法内に繰り入れる必要はないという結論は出てこないのです。むしろ、そういうふうな定員外の職員ないしは臨時職として待遇すること、待遇上でも問題があり、本人にとつても非常に不利だといふ現象は必ずつきまとうから、従つて、そういうものは正規の職員として、一体概数としては、産前産後に対応する用員の上になつて定員数は策定できるし、また、そういうものについても私は従来の臨時職の使い方がいいかといふことを検討してみると、全くその定員内の職員と同じような格好で使役されてゐるし、そういう点からいつても、私は今申されたような理由だけでは、今最高裁に百五十人のその臨時者なるものは、定員法の改正にあつて全然考慮の対象に置く必要のない職員だつたといふふうに判断されることは、非常に大きな誤りを犯すと思ふ。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君) 先ほど申し上げましたように、裁判所の仕事の中で、常時の仕事になりますれば、それは当然定員の増加といふことで措置しなければなりませんけれども、臨時である限りは、やはり臨時職員ならざるを得ないといふことは、先ほど申し上げた通りでございます。女子職員の産前産後の休暇の問題について御意見がございましたけれども、女子職員が多くなつて参つて仕事をしております職場におきましては、確

かに御指摘のようないふこともあるいは考へられるかも知れませんが、裁判所の場合は女子職員と申しますのは、各庁にそれぞれ勤務いたしてゐるわけでありまして、全国的にはそれは確かに多くの数になりますけれども、勤務している庁は非常にこまかく分かれてゐるわけでありまして、その女子職員の産前産後の休暇のパーセンテージから割り出して何人といふことがかりに計算上できません。これはやはり臨時職員としてまかなうはかないのであります。で、臨時職員が多くなつてはならないといふことも、まあ私もはまことにその通りだと思ひます。なるべく裁判所の仕事を組織化して、そういう臨時の仕事があまりないようにするといふことは、確かにその通りでございます。しかし、やはり裁判所の実際の状況から申しますと、そのときどきの、先ほど申し上げましたような臨時の仕事がどうしてもある程度はあらざるを得ないのが実情でございます。

○千葉信君 ちょっと執拗になるかも知れぬけれども、そういう今御答弁になつたような見解を最高裁としてはずきりお持ちならば、従来の定員法の問題として、今お話のその臨時職の問題は、常に問題の焦点であつたといふことは、少なくともこの問題を担当しておる者は知らぬはずはない。私はあなた知らなかつたとは言わせられないと思ふ。そういう点からすると、この定員法審議の際に、これは重要問題になるはずのその臨時職の定員を、全然この資料から除外してゐるということは、どうも私は態度としてはいただ

きかねる態度だと思ふのです。どうして除かれたのですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

これはやはり定員の資料でございます。これは、このたびは裁判所におる定員だけが載つておるわけでございまして、別にそれ以上の他意があるわけではございません。臨時職の制度は、御承知のようにやはり裁判所にもあるわけでございまして、別にそれを隠す意味も何もないわけでございします。

○千葉信君

私はこれは意地悪く追及するのではなく、前二回の定員法改正の際にもありましたように、たとえば衆議院はそのまま成立して参議院に送られた。参議院では前後二回にわたつてその衆議院から送られた定員法の改正を行なつております。そしてその衆議院から送られたものに対する参議院の修正というのは、何を根拠にしたのかという、これは臨時職の職員を根拠にして定員法の改正を行なつてゐる。その参議院における修正の根拠に、たしか最高裁も私の記憶では消したはずでございます。そういう過去の事例から見ても、私はこの臨時職の職員の数を全然参考資料に計上しようとしなかつた最高裁の態度に、非常に不満の感じを持たざるを得ないのです。もし今国会で一般職の職員のその定数の修正案が参議院で修正された場合、あなたの方ではこの前の例から見ると、それにまた便乗しようということを出られるに違ひない。その場合の根拠がこの資料に関する限りないしやありませんか。そうなつた場合の責任はだれがとりますか。そこにも問題がある。少なくとも非常に不親切な資料だといふことは言えると思ふ。この点はどうか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

臨時職員の制度がございしますことは、先ほど申し上げました通りで、御承知の通りだと存じますが、まあその資料を今度この定員法の改正に出してはなかつたということ、それは先ほど申し上げました通り他意があつたわけではございませんので、予算上は明らかになつておるわけでございします。予算の面におきましては国会の方に予算案として提出して御審議になつてゐることと存じますので、特に私これを資料にしなかつたということについては、別に差しつかえないものと考えます。

○千葉信君

まあそれでは私はこれ以上この問題での追及は、きょうは見合をせまうから、あなたの方から今あなたの答弁に出ていた臨時職員に対する予算、その関係等々至急明細に地方別に、できれば最高裁一本でもつけようですから、あすまでに至急お出し願ひたいのです。その上で審議をいたします。いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(内藤頼博君)

臨時職員の予算は全国一本になつておりますので、明日までにその資料を提出いたします。

○千葉信君

それでは、私はその資料がきましてから、あらためて定員の問題について質疑をしたいと思いますから、きょうはこれで終わります。

○委員長(大川光三君)

他にございせんか。——他に御発言もなければ、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外二件に対する本日の

質疑は、この程度にとどめたいと存じます。

以上をもつて本日の審議は終了いたしました。次回の委員会は明三十日午前十時より開会いたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時二十一分散会

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月八日)

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、登記簿と台帳の一元化中止等に関する請願(第一〇三〇号)

一、でい酔犯罪者に対する保安処分法制促進に関する請願(第一〇六七号)(第一二六一号)(第一三〇三三〇号)

一、裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願(第一二二七号)(第一二三八号)(第一二二九号)(第一二四〇号)(第一三〇五号)(第一三〇六号)

第一〇三〇号 昭和三十五年三月十一日受理

登記簿と台帳の一元化中止等に関する請願(三通)

請願者 北海道函館市新川町二八全法務労働組合函館支部内 山本潤治外二名

紹介議員 高田なほ子君

現在法務省が行ないつつある登記簿と台帳の一元化作業、法務局、地方法務

局職員の定員の再配分及び法務局、地方法務局の出張所の統合廃止が実施されると、法務局、地方法務局職員は過重な労働強化をいられることになるばかりでなく、法務行政の能率を低下させることとなり、ひいては一般国民の利益にも反する結果となるから、これを中止する措置を講ぜられたい。

又、法務局、地方法務局及び保護観察所における業務量増の实情を考慮されて、職員定員を大幅に増員し、重要な法務行政の円滑な推進を図るとともに、法務局、地方法務局の渡切費を大幅に増額して、昭和三十五年度からは出張所の経費として必要な額を完全に支給するよう配慮せられたいとの請願。

第一〇六七号 昭和三十五年三月十四日受理

でい酔犯罪者に対する保安処分法制促進に関する請願

請願者 佐賀市上多布施町めぐみ園内 栗林みさ

紹介議員 鍋島 直紹君

政府の施策により国民の飲酒量は年々増加され、でい酔者はまたにはならんし家庭は破壊され、飲酒に関連する犯罪は増加の一途をたどり、酒を好する不良少年の激増は真に憂うべきものがあるから、社会の安寧秩序を保持するため悪質でい酔犯罪者は適当に処罰し、かつ、きょう正して明るい社会が建設されるよう、一刻もすみやかに保安処分法を制定せられたいとの請願。

第一二六一号 昭和三十五年三月十六日受理

でい酔犯罪者に対する保安処分法制促進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市不來方町盛岡市婦人団体連絡協議会内 菊池キヨノ外二名

紹介議員 千田 正君

この請願の趣旨は、第一〇六七号と同じである。

第一三〇三三〇号 昭和三十五年三月十七日受理

でい酔犯罪者に対する保安処分法制促進に関する請願

請願者 東京都新宿区百人町三ノ三六〇 久布白オチ

紹介議員 赤松 常子君

この請願の趣旨は、第一〇六七号と同じである。

第一二二七号 昭和三十五年三月十五日受理

裁判所職員の勤務時間延長反対等に関する請願(一通)

請願者 北海道小樽市緑町五ノ五二 田中宏宜外一名

紹介議員 大矢 正君

最高裁判所は、きたる四月一日から裁判所職員中書記官、調査官のみに対し、一週四十四時間の勤務時間を五十二時間に延長し、その引き替えに俸給の調整額を八パーセント増加しようとしているが、それでは実質賃金の低下になるばかりでなく、勤務時間を短縮しようという世界の大勢に逆行し、職員の待遇を悪化するものであるから、これを中止する措置を講ぜられたいとともに、裁判所職員の行政処分に対する公平委員会制度は、処分を行なつた最高裁判所がみずから公平委員を選定し、最後の判定を行なうことになつ

諸願者 広島県安芸郡矢野町
一、二、三、七、一 西野
忠外六十五名
紹介議員 藤田 進君
最高裁判所はきたる四月一日から裁判
所職員のうち書記官及び調査官に対し

請願者 北海道室蘭市栄町一
武井和夫外二十四名
紹介議員 千葉 信君
この請願の趣旨は、第二二四〇号と同
じである。

一九

昭和三十五年四月七日印刷

昭和三十五年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局